

査読論文

ルーマン権力論の構図 — 権力概念と政治的権力論を中心に —

井口 暁*

要 旨

本稿の目的は、ルーマン権力論の構図を整理し、彼の権力概念と政治的権力論の特異性と意義を明らかにすることである。そして、それを通じて、ポスト・フーコーの権力研究が隆盛する中で次第に関心が薄れつつある従来の権力現象と狭義の政治現象の分析に向けた新たな枠組みの獲得を目指した準備作業を進めることである。

権力や政治に関する言説は、ミシェル・フーコーによる徹底的な古典的権力理論批判と画期的な権力概念の提起によって一変した。それが権力理論の分野に対して重要な示唆と変革をもたらしたことはいうまでもない。しかしながらフーコーは、多様な社会的領域で進行する主体形成の現象に権力の作用を読み取ることによって、従来の権力理論が対象としてきた古典的な権力現象、すなわち、あたかも行為者によって保持され、権力保持者から服従者に行使されるかのように立ち現れる権力の現象を、そしてそれと密接な関係をもつ狭義の政治現象を分析の視野の外または周辺に追いやってしまっているように思われる。そして、ポスト・フーコーの権力研究も基本的にこの路線の上にある。一方、ルーマンは非実体的な視点など一面ではフーコーと似た立場から出発しつつも、独自の理論的枠組みに依拠することによって、そうした古典的な権力現象を分析の射程に入れ、従来とは異なる画期的な分析を行っている。

しかしこうしたルーマン権力論の意義はこれまで明らかにされていない。また特に彼の特異な政治的権力分析はほとんど検討すらされていない。そこで本稿では、ルーマンの初期の著作『権力』に依拠しながら、以下の手順で彼の権力論の特異性と意義を考察する。まず、第1章において『権力』以前のルーマンの問題意識を整理するとともに彼の権力論の大まかな狙いや特徴を明らかにする。その際、ルーマンとフーコーの類似点と相違点も明らかにする。次いで第2章では、ルーマン権力論の導きの糸となっている「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論」を整理しつつ、彼の権力概念の内容を整理する。第3章では、ルーマンの権力概念からもたらされるいくつかの画期的な洞察を検討する。そこでは、これまで見落とされてきた「権力の様相化」「潜勢力としての権力」という重要な論点も検討する。第4章では、ルーマンの権力論と「支配の正当性」論との比較を行うことによって、ルーマンが従来の語り口をどのように乗り越えているか、また正当性に言及しないルーマンの権力論にどのような意義があるかを明らかにする。第5章

* 執筆者：井口暁
機関/役職：京都大学 文学研究科/修士課程
連絡先：〒606-8501 京都市左京区吉田本町
E-mail：satoig05@yahoo.co.jp

では、ルーマンの政治的権力論に注目することによって、従来の枠組みから距離をとるルーマンがどのような権力分析の枠組みを構築しているかを明らかにする。ルーマンは、権力の「象徴的な一般化」または「コード化」という独自の視点から、権力の増大や拡大といった充進現象に対して、すなわち政治的権力の成立メカニズムに対して従来とは異なる分析を行っている。そして、政治的権力と法、民主主義の関係についても従来の正当性論やリベラルな立憲主義とは異なる逆説的な洞察を提起している。こうした考察を通じてルーマン権力論の射程を明らかにし、権力理論と政治分析のさらなる発展に向けた足がかりを得ることが本稿の目的である。

キーワード

権力理論, 政治的権力, ニクラス・ルーマン, コミュニケーション・メディア, ミシェル・フーコー

はじめに

ミシェル・フーコーの権力論は、その画期的な権力概念と権力分析によって権力理論、政治学、政治社会学に対して多大なるインパクトを与えた。近年では後期フーコーの統治性論や生政治論の継承を目指した議論が活発化しており、主要な潮流となっている。もともとフーコーの関心は、主権権力の法的-制度的な表象と決別することで、より周辺的でより下層から展開するミクロナ権力過程を明らかにすることにあった。だが後期においては、規律権力や生権力といった権力の技術がいかに近代国家の成立と結びついているかというマクロな政治分析も展開している。こうした後期フーコーにおけるミクロとマクロの合流に触発されたポスト・フーコーの政治分析は大きな可能性を有しているといえるだろう。

とはいえ、もちろん権力や政治を論じる上でフーコーの路線が最良の、あるいは唯一の道であるわけではないだろう。特に次のような疑念が提起される。すなわち、フーコーは従来の権力理論において対象化されてきた古典的な権力現象をどこまで説明し(ようと)しているのか。彼は従来の理論と決別することによって、分析対象それ自体を別のものに取り替えてしまっているのではないかと。

例えば彼は従来の個人主義的権力論や実体論的な見方を批判しつつ、権力が行為者によって保持されるものではなく、むしろ主体を形成し可能にするものであると捉える。そして、権力をルール、法、財産、物理的暴力と同一視しその作用を支配や法制定の場限定してきた議論を批判しつつ、むしろ権力は「どこにでも」あり、知や言説、身体とジェスチャーのミクロナ組織化を通じて、科学、性的欲望、芸術、建築、愛、病気、健康、などの多様な領域で作用することを示そうとした(Brown 2006)。したがって、広義の権力概念の構築を通じた対象それ自体の変更と拡大は彼の本来の狙いだったといえよう。そのことはまた、フーコーの権力論が政治社会学以外のさまざまな学問分野(生命科学、経済学、芸術など)で受容されていることも関係している(檜垣 2011)。

だが、もしそうだとしたら逆に従来の政治学・政治社会学が対象としてきた諸現象を扱うこと自体の意義はいまだ失われてはいないといえる。例えば、制裁などのネガティブなサンクションの脅しと関係しつつ、あたかも行為者によって保持され、また権力保持者から権力服従者に行使されるかのように立ち現れる権力現象である（国民に対する政治家の、生徒に対する教師の権力など）。身体の規律や知を通じた主体の形成ではなく、相互行為のなかで他者の行為に特定の仕方で作作用する権力である。さらにまた、狭義の政治（国家、政治システムなど）がそうした権力現象とどう関係し、どのようなメカニズムを通じて政治的権力を生成し、作動させているかを突き止めることも重要となる。フーコーが力説したようにこうした権力現象を特権視したり実体視したりすることは避けなければならないにしても、だからといってそうした現象が消滅したわけではないのだ。この点に異論はないだろう。

むしろこうした問題意識に導かれたポスト・フーコーの研究が存在する。例えば、ジョルジョ・アガンベンは、法的・制度的な問いから距離を取りつつ身体と生に介入する生権力の考察にむかったフーコーの生政治論を、再び法的・制度的な主権権力の考察に組み込もうとしている。言い換えれば、主権権力という古典的対象の考察のなかにフーコーの洞察を位置づけ直すようとしているのだ（Agamben 1995=2003：1-22）。

したがって、もしフーコーの広義の権力概念の隆盛によって逆に従来の権力現象と狭義の政治的権力現象が見えにくくなったり、それへの関心が希薄化しているとすれば、権力分析は再びそれらに十分な関心を向けつつ、さらなる考察を進めていくべきである。だがそのさいどのような枠組みがありうるだろうか。フーコーから距離を取るとしても、彼が批判し乗り越えようとしたマルクス主義的な、または因果論的な権力論に再び回帰するわけにはいかない。

そこで本稿が目指すのがルーマンの権力論である。ルーマンは、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論という独自の枠組みに依拠しながら画期的な権力論を提起しており、ポスト・フーコー研究の隆盛の中で関心が薄れつつある諸現象の分析に対して重要な視点を提供してくれると考えられる。ルーマンは、一方で権力をネガティブ・サンクションの設定を通じた脅し現象に限定することによって、対象設定のレベルでは権力理論の伝統と緊密なつながりを保っている。しかし他方では、フーコーと同様、因果論的、実体論的な見方を批判しながら、従来の権力現象を実体視することなく、それがどのように構成され可能になるかを明らかにしようとしている。そして両者は、類似した出発点を共有するだけでなく、権力と自由の関係や権力の肯定的、産出的な働きなど、権力現象をめぐる洞察においても接近している。言い換えればルーマンは、フーコーが対象の変更を通じて獲得した画期的な諸洞察を、古典的な対象の分析において実現しているのである。

さらにまたルーマン権力論の重要性は、その特異な政治的権力の分析にある。社会の全領域を政治化するフーコーのポスト・モダン論的な戦略は、狭義の政治の対象化において困難を伴うといえるが、ルーマンの関心はむしろ狭義の政治的権力の成立と作動のメカニズムを説明す

ることにあつた。ルーマンは、物理的暴力行使と正当性の分析というウェーバー流の正当性論の枠組みと距離を取りながら、暴力にも正当性のメカニズムにも還元されない権力メディアの「象徴的な一般化」という視点から権力の増大や政治的権力のメカニズムを説明している。言い換えれば、ルーマンの分析視点の威力は政治的権力の分析においてこそ発揮されている。そして、こうした独自の視点から繰り出される考察は、政治的権力と法、民主主義の関係性に関して、正当性論やリベラルな立憲主義といった従来の枠組みとは異なる逆説的な結論を導き出している。

ところがルーマン権力論に関するこれまでの研究を見渡した場合、こうした特異性や意義は十分に明らかにされているとは言い難い。もともとルーマンの政治理論は、ルーマン研究においても手薄な領域である。また、ルーマン権力論の研究(例えば長岡 1986, 中野 1996, 西 2004, 小野 2008)は、ルーマン権力理論の内部構成を整理してくれるが、権力理論全体におけるルーマンの位置や意義を十分に照らし出してはくれない。さらに驚くべきことに、その特異な政治的権力論はほとんど取り上げられていない。

そこで本稿では、主に初期の『権力』(1975)に依拠しながら、ルーマン権力論の構図を整理しつつ、彼の権力概念と政治的権力論の特異性と意義を明らかにすることを旨とする。まず、第1章では『権力』以前のルーマンの問題意識を整理するとともに彼の権力論の大まかな狙いと特徴を明らかにする。さらに、ルーマンとフーコーの本格的な比較検討は別の機会に委ねざるを得ないが、両者の最低限の類似点と相違点も明らかにする。次いで第2章では、ルーマン権力論の導きの糸となっているコミュニケーション・メディアの理論を整理しつつ、彼の権力概念の内容を整理する。第3章では、ルーマンの権力概念からもたらされるいくつかの画期的な洞察を検討する。そこでは、これまで見落とされてきた「権力の様相化」「潜勢力としての権力」という重要な論点も検討する。第4章では、M・ウェーバーが提起し、T・パーソンズが引き継いだ「支配の正当性」論とルーマン権力論との比較検討を行う。ここでは、現代の権力分析においても重要な枠組みになっている前者の枠組みが、強制論と同意論の折衷として形作られていることを指摘しつつ、ルーマンがまさにそのような折衷的枠組みから距離をとろうとしていたことを明らかにする。そして、ルーマンが従来の語り口をどのように乗り越えているか、また正当性に言及しないルーマンの権力論にどのような意義があるかを明らかにする。第5章では、彼の政治的権力論に注目することで、以上のように強制論と同意論の両者から、それゆえ正当性論から距離をとるルーマンが、では権力の増大や強化などに対してどのような新しい説明を可能にしているかを検討する。こうした考察を通じて、本稿では、ポスト・フーコーの隘路を乗り越えつつさらなる権力理論の発展に向けた足がかりを得るための準備作業を進めたい。

I ルーマン権力論の出発点と位置

1. 非実体論的な視点

本章では、ルーマン権力論の細部に入る前に、その大まかな特徴と位置を確認しておきたい。その際、必要に応じて権力理論の枠に収まらないルーマンの一般理論的な前提や立場にも言及する。

ここでは時系列的な検討は目的ではないが、まずはルーマンの初期の関心と狙いを明確にしておこう。なぜなら、そうした初期の問題意識が『権力』におけるコミュニケーション・メディア理論的な権力論の前提になっているからである(西 2004: 39)。

ルーマンは、1969年の論文「古典的権力理論批判」において、従来の権力理論の明示的または暗黙の前提を整理し、批判的な検討を加えている。その前提とは、1) 因果性仮定、2) 情報仮定、3) 確定した敵対関係という仮定、4) 閉じたシステムとしての権力システム、である。その内容については長岡(1986)と西(2004)が詳細に整理しているのでここでは深く立ち入らないが、この論文におけるルーマンの検討と批判には次のような特徴が見出せる。すなわち、上述の前提的仮定を抽出した上で、それらが決して所与で自明の前提ではないこと、疑念を生じさせないものではないことを示すことによって、むしろそれらの前提の成立条件や背後のメカニズムが明らかにされるべきだという趣旨の議論である。

例えば、1)に関しては、権力を出来事の「原因」として、「決定的な一撃を与えて事象を支配する原因」(長岡 1986: 211)として捉える見方を批判しながら、むしろそうした因果性がどこから来るか、何によって可能になるかが明らかにされるべきだと指摘する。ルーマンは、初期から一貫して因果性の観念を批判してきたが、例えば、ある結果の原因を厳密に同定しようとする場合、結果に対する機能的に等価な複数の原因、また特定された原因のさらなる原因がつねに視野に入ってくるため、出来事の唯一の原因として権力を確定することもできないと述べる(Luhmann 1969: 150)¹。さて、このことからわかるのは、権力は世界の不変の因果法則として生じるのではなく、別様の因果帰属が可能であるにもかかわらずその可能性を排除することによって、つまり特定の因果帰属の選択を通じて可能になるということである。注意が必要なのは、ルーマンは権力過程の因果性やパターン性自体を否定しているのではなく(Luhmann 1975: 11=1986: 17)、それらを自明視・実体視した上で表面的な因果関連の特定のみに傾注する因果論的権力論を批判しているということである。彼は、関心の的を因果性ではなく、因果性の可能性の条件に、つまり権力のパターン性を可能にしている背後の選択メカニズムに移行させるのである。

2)の情報仮定についても同様の議論がなされる。この仮定は、権力保持者は自己の権力投入によって他者のどのような行動を実現できるか、どのような未来を切り開きうるのかについて、つねにすでに十分な情報を持っているというものである。従来の多くの権力理論がこの仮

定に依拠してきた。ところが、ルーマンからすれば、上述の議論と同様、そうした情報が無条件に与えられているとは考えられないし、むしろ一定の情報や予測や予期がいかにして成り立つのかが問われなければならないと考える。

このように、『権力』以前のルーマンの分析は、従来の権力理論において自明視、実体視されてきた部分を明確化し、未だ説明されていない権力のより基底的な深層のメカニズムを対象化するための準備作業だったといえる。ルーマン流に言えば、理論による対象の単純化を批判しつつ、対象自身が行っている複合性の縮減のメカニズムに分析の照準を合わせようとする作業であるといえよう。ここには、ルーマン権力論の非実体論的な視点が表れている。こうしたルーマンの出発点は、因果論や实在論を批判しつつ、権力なるものの实在を自明視することなくそれがいかにして構成されるかを問おうとするフーコーの唯名論的な視点と多くの点で重なるものだといえる²⁾。ところで、初期に明確化された問いの考察は、まさに『権力』の中で取り組まれている。したがって、コミュニケーション・メディア理論の目的の一つは、まさに上述のような深層の選択メカニズムや予期の成立条件などの解明にあるといえる。

2. コミュニケーション理論と双方向的な視点

ルーマン権力論の第二の特徴は、コミュニケーション理論に依拠した双方向的な視点にある。上述の非実体論的な視点とともにこの双方向的な視点によって深層の選択メカニズムの解明が試みられている。ところでこの点でルーマンは、従来支配的だった個人主義的、行為論的な権力論と対立する。ウェーバーに典型的なように、そうした伝統において権力は個々人の能力や属性として、時には力として把握されてきた。つまり、権力保持者の存在や性質こそが権力を支えるという一方向的な見方が広く採用されてきたのである。それに対してルーマンは、社会的次元がコミュニケーションから成り、コミュニケーションは送り手の「伝達」だけでなく「受け手」の「理解」によって成立するという理論的前提に立ちつつ、双方向的な視点から権力現象を捉えようとする。すなわち、権力現象は、権力保持者だけでなく権力服従者にも支えられており、双方向的、相互的なメカニズムとして成り立っていると見るのである。ルーマンは、権力が権力保持者の能力や属性として彼の側だけにあるものとして立ち現われることを認めつつも、それは権力メディア自身による帰属化作用の結果であり、ある種の虚構に過ぎないと指摘する。ところで厳密に言えば権力はコミュニケーション・メディアであり、権力保持者と権力服従者のどちらにも還元できない創発的な構築物であるが、この点は第2章と第3章で再び詳しく検討しよう。

3. 分化論と狭義の権力概念

第三に、ルーマンの権力論には分化論的な前提とそれに伴う狭義の権力概念の採用という特徴がある。これは、ルーマン権力論を導くコミュニケーション・メディアの理論の特徴を反映

したものである。

詳しくは次章で整理するが、ルーマンはコミュニケーション・メディアを、特に活版印刷の普及以降に爆発的に拡大した文字コミュニケーションの領域、言い換えれば脱生活世界的な行為領域を方向づけ可能にするものとして、つまり近代社会の秩序を可能にするものとして論じている³。そしてそれに該当するものとして、権力に加え貨幣、真理、愛を挙げている。したがってルーマンにおいては、近代の社会秩序は、複数のコミュニケーション・メディアがそれぞれ固有の秩序領域を創出することによって可能になると捉えられている（もちろん近代の全体社会の秩序にはメディアだけでなく機能システムも関係しているが）。逆に言えば、社会秩序に対する権力の働きは限定的に捉えられており、つねに権力の関与しない領域、直接関与せずとも成立しうる領域が想定されているのである。

池田（2009）によれば、支配の問題を特権視した T・ホップズに対して、ウェーバー、パーソンズの潮流では社会秩序に対する支配や権力の意義を限定的に捉える傾向が強くなっているが、ルーマンの立場もそうした流れの上にあるといえる。しかしながら、権力理論を見渡した場合、この立場は決して支配的なものではない。例えば、マルクス主義や、特にフーコー権力論のように、あらゆる行為や社会関係の可能性の条件として権力を位置づけ、社会秩序に対する権力の働きを特権的に捉え、宗教や文化や芸術など多様な領域で権力が作用すると捉える立場も同時に存在するからである。

その意味でルーマンの分化論的な権力論は、フーコーやマルクス主義のような「汎権力論」（盛山 2000：2）とでも言いうる立場と対立する。そして、この対立は、採用される権力概念の広さの対立として、すなわち「狭義の権力概念」（ルーマン）と「広義の権力概念」（マルクス主義、フーコー）の対立として表面化している⁴。『権力』の「日本語版への序文」で展開されているマルクス主義的権力観の批判を整理することで、なぜルーマンが狭義の権力概念を採用するのかを見ておこう。

ルーマンによれば、マルクス主義的な権力観は、権力を、「個人や集団の行為の可能性に対して制限を加えることになるすべてのもの」（Luhmann 1975=1986：i）として捉える「広義の権力概念」に依拠している⁵。だが、この規定に基づけば、「あるひとが駐車したためにその場所には他のひとが駐車できなくなったり（…）、他の場合には行なわれないような行動が報酬の支払ということで実現されるときにも」（Luhmann 1975=1986：i-ii）権力が存在することになる。つまり、単なる影響力や貨幣と権力を見分けられなくなってしまう。さらにまた、上の定義にも見られるようにこの権力観において権力は人々の可能性と自由を制限する本来的に批判されるべき否定的なものとして捉えられている。権力の概念はマルクス主義の伝統において、多様な社会的領域（資本主義だけでなく文化や知の形成なども）に内在する支配の暴露と批判のための「総括公式」（Luhmann 1975=1986：iii）に押し上げられているのである。

こうした広義の概念に対してルーマンは、それが全く異なる対象領域に対する「十把一絡的

な批判」(Luhmann 1975=1986 : v) しかもたらさず、決して権力の独自のメカニズムを明らかにすることはできないと批判する。直感的にも権力は他とは明確に異なる固有の領域として成立しており、予断と偏見なしにそのメカニズムを解明するには、明確に限定された概念の構築が不可欠だと彼は考えるのだ。したがって彼は、影響力や貨幣など他の現象との明確な差異化を可能にする狭義の権力概念の構築を目指し、権力をネガティブ・サンクションの設定を通じた脅し現象に厳密に限定するのである。

ただし注意すべきは、ルーマンは文化や経済や宗教を権力が基礎づけるという考え方から距離を取る一方で、権力が政治システムに限定されず社会の多様な領域で現象するという意味での「偏在性」は認めていることである。権力が他の領域の論理に直接介入することはない一方、資本家や宗教家が権力の文脈のなかで権力を利用し行使することは可能なのである。したがって、権力概念の内容の広さという点ではフーコーおよびマルクス主義と対立するのに対し、偏在性や社会的権力の想定という点では重なる部分もあるのである(社会的権力については第3章6節でも考察する)。

4. 境界問題と実在論的な視点

以上のような狭義の概念と広義の概念、分化論と汎権力論の差異は、認識論的な姿勢の違い、観察のアプローチの差異にも表れている。ここで包括的な検討はできないが、ルーマンの議論を理解するにはこの点が欠かせないように思われる。

まず上述のマルクス主義的権力論に対するルーマンの批判の特徴は、分化が対象の側で生じているからこそ、それに応じて理論も概念を分化・差異化させるべきだという主張にある。「差異分化をとげている高度に複合的な事態に対処するには、十分に差異分化された用具をもって応じることが、大切である。(…)社会学が現代社会の批判を企てようとするのであれば、それに先立って、まずは社会学自身の内部に適切な複合性を育て上げなければならない」(Luhmann 1975=1986 : v)。言い換えれば、マルクス主義やフーコーが権力概念の内容を広く取っておく、あるいは無内容にしておくことによって様々な現象の考察に分析的に役立てようとするのに対し、ルーマンは、他とは異なる権力という領域の実在性を前提した上で、できる限りそれに忠実な形で概念化を目指すのである。つまり、ルーマンはマルクス主義やフーコーに比べ、より対象の実在性に理論の観察を従わせようとしていると考えられる。

さらに以上のスタンスを取りながら、単に分化を前提とするだけでなく、そもそもいかにして権力は他の領域から分化・自律化するかに注目する点に、しかもその際、いかにして対象自身が自己を他の領域から区別し差異化しているかを明らかにしようとする点にルーマンの問題設定の特徴がある。

これは、明らかにシステム理論の問題設定を反映したものである。なぜならそれ(特にオートポイエティック・システムの理論)はまさに、観察とは独立に実在するシステムがいかにし

て自己を環境から分化させ、自己の境界を維持するかを解明しようとするからである (Luhmann 1993=2003:8)。だからこそ『権力』における分析も、個々の権力過程の経過ではなく、権力という領域そのものの分出の条件に向けられているのである。言い換えれば、ルーマンにとっては、権力現象に参加している人々自身がいかにして権力を識別し、固有の行為選択の連関を実現しているかが問題となる。この問いに答えるのがまさにコードの概念であるが、この点は後で詳しく見る。

ところで注意しなければならないのは、以上のような実在論的な立場にもかかわらず、ルーマンは対象の実在性に無条件に、無批判に追従すべきだと考えているわけではない点である。第1節でまとめたとおり、むしろ逆である。ルーマンは、一方で理論が対象を取り違えてはならないことを強調しつつも、他方で対象の自己表象や自己単純化を鵜呑みにすることなく、つまり対象を成り立たせている内的前提から一定の距離を保ちつつ、それらの虚構性や諸機能の解明を目指さなければならないと考える。「権力理論は、むしろこうしたコード要素の機能と適用可能性の条件を、そして、とくにこうしたコード要素の不安定で多かれ少なかれ虚構的な性格を探求することができなければならないのである。権力理論がこれらの諸前提を対象的な実在による抽象として分析ができるためには、理論自身がこれらの諸前提から自由であることが示せなければならない」(Luhmann 1975:52=1986:80)。

例えばルーマンは、権力過程が安定化するためには誰がどのくらいの権力をもち、誰が上位または下位にいるかという権力測定が容易である必要があり、そのための装置として「ヒラルキー原理」と「総量一定の原理」が重要な役割を果たすと分析する。だがそれらの原理はあくまで権力内部の前提であって、パーソンズのゼロサム概念批判などを参照するまでもなく、科学からすれば実際には妥当しない原理なのである (Luhmann 1975:51-2=1986:78-80)。つまり、ルーマンからすれば、権力の量は刻々と変化するとともに、ヒエラルキーの上に行くほど権力の量が多くなるというのは虚構に過ぎないのである。

以上のように、対象による自己境界化の分析という点にルーマン権力論の一つの特徴がある。そしてそれには、一方で理論が対象に忠実であることを目指しつつ、他方で対象から距離を取り、科学独自の視点から分析しようとする二重の認識論的スタンスが関係するのである⁶。

さて、以上のように、ルーマンの権力論には他の権力論とは異なる固有の狙いと方向性が存在する。次章では、こうした特徴を踏まえつつルーマン権力論の基本的な内容を検討する。

II 象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論と権力概念

1. なぜコミュニケーション・メディアが要請されるのか

本章ではルーマンの権力論の内容に入っていきたいが、その前にまずは象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論について最低限のことを確認しておきたい。

近代の全体社会の記述と分析を最終目標としたルーマンは、そのために必要な三つの理論的柱を早い時期から設定している。すなわち、(1) システム形成とシステム分化の理論、(2) 進化の理論、(3) 象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論である。そして、これらの関連性を次のように述べている。「まず社会の進化は、全体社会というシステムの規模の拡大・複合性の上昇・分化の増大をもたらすのだが、このようにしてある程度まで進化した社会のシステムは、その分化の度合いを強め、次の分化へと橋わたしをしていくために、高度に一般化されていると同時に特定化されたコミュニケーションの諸メディアをつくりだし、それらを社会の主要部分システムにそれぞれ分かち与える」(Luhmann 1975 : 2=1986 : 4)。すなわち、権力、貨幣、真理、愛といったコミュニケーション・メディアは、社会の進化の産物であると同時にさらなる進化の前提であり、機能分化と機能システムの成立を方向づけ促進するものなのである。こうした壮大な理論的枠組みの構築は、支配や搾取の非難を目指す狭隘な議論から権力分析を解放し、近代社会の成立に関するより広範な議論に組み込もうとする試みでもある。

以下ではコミュニケーション・メディア理論のいくつかのポイントを整理するが、まずはコミュニケーション・メディアがなぜ出現したのか、なぜそれが要請されるようになったかについてのルーマンの説明を整理しておこう。それに関するルーマンの説明は二つの次元に分けることができる⁷。まず、コミュニケーションにおける「否定問題」という原理的な問題があり、これはコミュニケーションにおける二重の偶発性 *Doppelte Kontingenz* と言語のイエス／ノーの二値性という前提によって生じる。だが、それがあらゆる社会的な契機に関係するのに対し、ルーマンは時間軸を含んだ分析を通じて、コミュニケーション・メディアの要請にかかわる歴史的な問題状況について論じる。すなわち、とりわけ活版印刷の普及以後の文字コミュニケーションの飛躍的な増加である。これら二つの問題状況が組み合わさって、コミュニケーション・メディアが要請されるとルーマンは説明する。

もう少し詳しく説明しよう。二重の偶発性とは、意識(システム)の次元や有機体(システム)の次元とは区別される社会的次元の固有の原理であるが、差し当たり、あらゆる社会的出来事の成立は二人以上の関与者(自我と他我)の双方の選択性を前提にしており、二重の選択過程に基づくということの意味する。この仮定は前章で見たコミュニケーション論的な発想の出発点である。また言語の二値性とは、言語がイエス／ノーあるいは肯定／否定という二項図式によって構造化されており、それゆえコミュニケーションは受容と拒否に関連し、コミュニケーションにおいては常に伝達された事柄が拒否される可能性があることを意味する(Luhmann 1975 : 5=1986 : 8)。

ルーマンによれば、上の二つの前提から出発した場合、コミュニケーションの成立が、またコミュニケーションの受容自体が「ありそうにない=蓋然性が低い」ことになる。パートナーの双方がそれぞれ自由に選択しうる状況でお互いの選択がかみ合うこと自体蓋然性が低く、ま

たかみ合ったとしてもそれが相手に受容される蓋然性も低いからである。もし拒否が生じればコミュニケーションは中断されるかコンフリクトが引き起こされ、通常のコミュニケーションを継続することは難しくなる。さらにまた、受容または拒否されやすいコミュニケーションを予め特定することができなければ、コミュニケーションの開始は困難になり、最終的にはコミュニケーションは生じなくなってしまう。つまり否定問題は社会の成立と発展にとってまずもって解決されねばならない問題なのである。それゆえに、この問題の解消のためにあらゆる社会は否定の迂回を容易にするための何らかの装置を発展させるとルーマンは説明する。

否定を迂回し受容の蓋然性を高めるには、否定されやすいコミュニケーションを分別し特定しうるような原理や目印を開発すればよい。ルーマンによれば、「比較的単純な社会」では、生活世界で共有されている〈現実構成〉がこの機能を担っている。いわば生活世界で構築され蓄積された自明性や文化的慣習が、受容されやすい行為（適合的行為）と拒否されやすい行為（逸脱的行為）を特定可能にするのだ。しかしながら、とりわけ活版印刷の普及は、文字コミュニケーションを爆発的に増加させ、脱対面的・脱生活世界的な行為領域を飛躍的に拡大させた。言い換えれば、それまで否定問題を解消してきた生活世界の自明性が通用しない、つまりコミュニケーションを方向づける指標が存在しない空白の空間が生み出されたのである。「文字は、同じ場に居あわせているひとたちの間での相互行為という壁を突き破って、全体社会のコミュニケーションの潜在能力を大幅に拡大し、具体的な相互行為システムによる統制からこれを解き放った」(Luhmann 1975 : 6=1986 : 9)。そして、この空白に対処し、生活世界的な観点からすれば未知で不確実な場面においてもなお拒否の迂回と方向づけを可能にするような装置として開発されたのが他でもなくコミュニケーション・メディアであるとルーマンは説明している⁸ (Luhmann 1975 : 6-7=1986 : 8-10)。

2. コミュニケーション・メディアの機能と構造

それでは、コミュニケーション・メディアはどのような機能と構造をもつのだろうか。

ルーマンによれば、コミュニケーション・メディアの機能は、「縮減された複合性の伝達」である (Luhmann 1975 : 11=1986 : 16)。いわば、より限定され規定された固有の選択連関を作り出し、それをコミュニケーションの双方のパートナーの行為選択の前提にさせるのである。それは、無規定な行為可能性を固有の方法で縮減する。つまり、「権力は、二重の選択性をともなった社会的な状況に秩序づけをあたえるのである」(Luhmann 1975 : =1986 : 12)。言い換えれば、コミュニケーション・メディアは特殊な動機づけを通じて行為選択の条件づけを行う。個々のメディアは、それに固有の動機づけの論理を構築することによって、固有の行為可能性の空間を形成する。動機づけによって、それがない場合には拒否されやすい事柄が受容可能なものに変換され、特殊な受容可能性の領域が形成される。そして、そうした特殊な論理や文脈を作り出しうるメディアに依拠することで、生活世界的には未知で不確実な状況にお

いても、否定されやすいコミュニケーションを予め特定し回避することが可能になるのである。

動機づけのタイプには、例えば報酬を約束するなどのポジティブなサンクションによるものもあれば、制裁を課すなどのネガティブなサンクションによるものもある。例えば貨幣は前者のタイプであり、貨幣に依拠することによって未知の状況においてもどの程度の要求までなら報酬の約束によって受容されうるかが特定可能になり、逆にいえば相手の拒否を避けることが可能になるのである。

次に、上のような未知の状況における動機づけは、「象徴的な一般化」、それゆえ「コード化」によって可能になる。まず用語的に「象徴的」が意味するのは、複雑な相互行為状況を単純化し要約するシンボルの利用を通じて一般化が行なわれるということである⁹。次に「一般化」とは、「パートナーが異なり状況が異なろうと同一の意味を保持し、そこから同じあるいは類似の諸帰結を引き出せるような意味定位の普遍化のことである。一般化によって状況からの相対的な解放が達成される。そして、この相対的な解放によって、個々の場合における情報調達と情報評価の労力が軽減され、場合ごとにあらためて完全に定位しなおす労力が節約される」(Luhmann 1975 : 31=1986 : 48, 傍点著者)。つまり一般化は、コミュニケーションが依って立つ意味規則、意味論理の抽象化と普遍化に関係している。すなわち、状況が変われば変化してしまうような個々の人格や文脈などから独立した抽象的で一般的な意味論理や行動規則のようなものを作り出すことに関係する¹⁰。要するに、個々の文脈や状況の多様性に還元されない抽象的なルールのようなものを予め確立しておくことによって、それを頼りにしながら未知の状況においてもコミュニケーションを行なうことが可能になるのである。

そして、そうした象徴的な一般化はメディア内部におけるコードの創出によって実現される。上述の普遍化された論理が他でもなくコードであり、象徴的な一般化の実現は、コードの創出に、言い換えればコミュニケーション過程とコード次元の分化の実現にかかっているのである。個々のコミュニケーション過程はそのつど状況ごとに多様であるが、そうした多様性を条件づけ方向づけ、またそれらの多様な過程を愛や貨幣などの他の領域から境界づけるものがコードである。したがって、コードはコミュニケーション・メディアの分出と成立の条件であり、あらゆるコミュニケーション・メディアはつねにすでに固有のコードを備えている。

コードとは何か。ルーマンは独自の概念を用いているためこの点については慎重な理論的検討が必要であろうが、紙幅の制約上、最低限のことを確認しておくに留める。ルーマンは、「コードのもとに次のような構造、すなわち、自己の関連領域内にある任意のどの項目に対しても或る補完的な別の項目を探してきて、それを付属させることのできる構造を、理解することにしよう」(Luhmann 1975 : 33=1986 : 50, 傍点著者)と述べている。つまり、コードは、ある特殊な二項図式から成っている。「なぜなら、この形式においてのみ、普遍主義と特殊化を結合することができるからである。いいかえると、関連するどの項にも特定の別の項をひとつ、一義的に付属させることができるからである」(Luhmann 1975 : 42=1986 : 65, 傍点著

者)。コードの二つの値は相互に他方を参照しながら自らを規定しており、自己言及的な性質をもっている。それゆえコードは、それに固有のやり方で、かつ他の何らかの審級に依拠することなく特殊で自己完結的な意味の領域を作り出すことに役立つ。ここでは差し当たり、象徴的な一般化の実現のためには二値コードの確立が不可欠であり、あらゆるコミュニケーション・メディアは固有のコードを備えているという点だけを確認しておこう。以上のようなコミュニケーション・メディアの動機づけとコード化は非常に重要であるため、以下でも必要に応じて再び言及する。

3. 権力メディアの動機づけの形式とコード

それでは、権力はどのような動機づけの形式とコードを備えているのか。

上述のようにルーマンは、動機づけのタイプをポジティブなものと同様にネガティブなものに区別している。前者が利益の約束によって行為を誘発するのに対し、逆に後者は不利益の設定によって行為を誘発する。ルーマンは、権力を後者に限定することによって、貨幣や愛などの他の現象と厳密に区別している。

ルーマンは、「狭い意味での権力は、あるひとが否定的なサンクションを設定することができ、それによって脅しをかけることができる場合にかぎって存在する」(Luhmann 1975=1986: ii) と定義している。ルーマンにとって権力は広い意味での脅し現象に他ならない¹¹。ルーマンはさらに、そもそも脅しはいかにして成り立つのか、権力メディアはどのように行為の動機づけを行なうのかを分析している。ルーマンによれば、権力の動機づけの方法は詰まるどころ、通常なら好ましくない行為選択肢を、それよりももっと好ましくない行為選択肢を設定することによって前者を相対的に「マシな」選択肢に加工し、それを通じて行為選択を誘導する点にある。言い換えれば、権力メディアの働きは、「回避されるべき選択肢 (= 回避選択肢)」(例えば制裁の実現)を設定することによって、相対的に否定的な選択肢と相対的に肯定的な選択肢という選好秩序を創り出すことにある。権力服従者にとっては、回避選択肢の現実化を選ぶよりも権力保持者の命令に従う方がマシな選択肢となるのである (Luhmann 1975: 21-3=1986: 33-5)。

こうした回避選択肢と選好秩序に関するルーマンの分析は、アルミン・ナセヒが指摘するように「ほとんど合理的選択の理論家でもあるかのよう」(2004: 95) な印象を喚起させよう。だが合理的選択理論が個人の主観的な選好に注目するのに対し、ルーマンはそうした選好秩序がいかにしてコミュニケーション上で形成されるかを問う。ルーマンは、それが形成される第一要件として、パートナーの双方の側で回避選択肢が形成され、さらにそれについてお互いが気づきあっていることを挙げる。だがそれだけでは不十分であり、加えて次のような要件が必要であるという。「第一に、権力服従者は彼の選択肢——上の例だと肉体による闘争——を、権力保持者よりももっと強く回避したがっている、というふうに構造化されていなければなら

ず、しかも第二に、回避選択肢に対する両者それぞれの関係のあいだで成立するこうした関係が、両者にとって認識可能でなければならない」(Luhmann, 1975:22=1986:35, 傍点著者)。言うなれば回避選択肢の「回避したさ」が非対称的であることによって初めて、権力保持者と権力服従者の差異が生まれ、前者による後者への権力行使が可能になるのである。このような回避選択肢の対称的な構成と非対称的な配分によって初めて、脅しとしての権力が可能になるのである。

ところで以上のような回避選択肢の構成は、権力メディアの動機づけの形式に関係すると同時に権力メディアのコードにも関係する。すなわち、回避選択肢を構成し、選好秩序を構造化する相対的に否定的／相対的に肯定的という区別こそが権力コードの二つの値に他ならない。すなわち、権力コードは、「好ましい／好ましくない」(Luhmann 1975:23=1986:36)あるいは「欲すること／欲しないこと」(Luhmann 1975:34=1986:52)という区別を備えており、回避選択肢の構成はこのコードによって可能になるのである¹²。このコードの特定を通じて権力とそれ以外の文脈の識別が当事者達によって行われ、このコードがコミュニケーションの前提となるとときに権力のコミュニケーションが生じるのである。このコードによって初めて権力メディアと固有の行為領域は分出するのである。

Ⅲ 権力概念の特異性と示唆

1. 権力はコミュニケーションである

これまでコミュニケーション・メディアの理論と権力概念の内容を見てきた。ここではルーマンの権力概念の特異性と、そこから得られる洞察と示唆について検討する。

さて、ルーマンにとって権力はコミュニケーションを動機づけるメディアであった。このことの帰結として、従来の多くの権力理論が想定してきたのとは対照的に、権力は、権力保持者の能力や属性ではなく、権力保持者と権力服従者のどちらにも還元できない創発的な構築物であるという洞察がもたらされる。あるいは、権力メディアやコードがつねにコミュニケーションとともに現象することを踏まえると、「権力は、コードによって操縦されるコミュニケーションである」(Luhmann 1975:15=1986:24, 傍点著者)。ルーマンによれば、確かに権力はあたかも権力保持者の能力のように帰属されているが、それは権力のコードのなかで権力行為を容易にするために作り出された虚構に過ぎないのである。したがって、実際には権力保持者ですら徹頭徹尾権力のコードに依存しているのであり、彼はあくまでコードが可能にする範囲内で権力を利用しうるのに過ぎないのである。したがって、権力理論にとってより本質的な対象は、権力保持者ではなく、権力のコミュニケーションを支え可能にする権力コードであるということになる。

2. 権力の双方向性と自由

権力がコミュニケーションに関連するという視点は、権力が「双方のパートナーがそれぞれみずから選択行為をおこなうということ、しかも、お互いにそのことをそのつどの相手方から知っているということ」(Luhmann 1975: 7=1986: 11)を前提とするという双方向性の視点をもたらす。権力の行使は、権力保持者だけでなく、まさにその権力によって襲われる側の権力服従者自身の選択によっても支えられているのである。いわば権力は権力服従者の共犯性を前提とするのである。

さらにこのことは、権力が双方のパートナーの自由を前提とするという洞察をもたらす。「自我の側に行為もしくは無行為の魅力的なさまざまな選択肢があるのに、なおかつ自己を貫徹することのできる権力こそ、強力な権力である。したがって、権力は、権力服従者の側での自由が高まっていく場合にかぎって高まっていく、とすることができるのである」(Luhmann 1975: 9=1986: 13)。多くの権力理論において自由と権力は対立するものであるのに対し、権力は自由を前提にし、自由の拡大によってのみ権力も増大するという興味深い議論が導かれる。他方、権力メディアは、行為選択を不可能にする過剰な選択可能性を縮減することで、むしろ行為選択を、自由を可能にするものでもある。つまり権力は比較的自由な秩序を可能にするのである(Luhmann 1975=1986: iv)。権力が権力服従者に支えられて成立するという洞察、また権力と自由の循環的な関係への洞察は、多くの点でフーコーとも重なる¹³。

3. 権力と強制の区別

権力は双方のパートナーの選択性を、それゆえ自由を前提とするという上述の議論は、従来の権力理論において混同されがちだった権力と「強制 coercion」(物理的暴力の行使など)とを徹底的に区別することを要請する。なぜなら、身体を制御しつつ具体的に明確に定められたなにごとかを実行させる強制においては権力服従者の選択可能性がゼロになっており、それゆえコミュニケーションとしての権力も生じていないといえるからである(Luhmann 1975: 9=1986: 13-4)。言い換えれば、権力がコミュニケーションとして生じるということは、権力は徹頭徹尾社会的な回路を経由して生じ、単なる身体決定や物理的暴力行使には還元できない、それらとは原理的に異なる現象だということを意味するのである。

確かに権力は暴力行使の可能性を回避選択肢の設定のために利用する。しかしそれは暴力をあくまで可能性に留めながら可能性として利用するに過ぎない。したがって、「回避選択肢に実際に訴えるとか、たとえば少しでも暴力が行使されると、コミュニケーション構造は二度とあともどりできない状態へと変化してしまう。(中略)回避選択肢の実現にいたるとき、権力は崩壊する」(Luhmann 1975: 23=1986: 35)。強制はむしろ社会的なメカニズムとしての権力を破壊してしまうのだ。強制の実行は、行為を直接コントロールするにはあまりにもコストのかかる事柄を権力服従者自身の選択によって実行してもらおうという権力のメリットを手

放すことを意味する。それゆえ強制の実行は権力保持者にとってもデメリットとなるのであり、だからこそ権力服従者だけでなく権力保持者にとっても回避選択肢になるのだ。だからむしろ権力保持者は、権力服従者への過度な要求を行わないよう、また無駄な権力投入を行わないよう自己抑制しなければならず、そのための合理的な行動原則を開発しなければならない(Luhmann 1975 : 25 = 1986 : 39)。

4. 権力の虚構性と信憑性

以上のように、権力は、物理的な力として行使されるのではなく、未だ物理的には証明されていない強制の可能性に関する情報に依拠している。ここから明らかになるのは、「権力が、そうしたサンクションが行使されない時にこそ作動している」ということ、そしてまた「権力の裏にはつねにサンクションを可能にする暴力が存在するなどということ…ではなく、むしろ、権力が、それ自体としてはポジティブな『実体』や「根拠」をもたないということ」(中野 1996 : 72, 傍点著者)である。権力は、強制の可能性というある種の「虚構」に依拠している。そして権力保持者が強制手段を持たない場合にも、いわばハッターリなどを通じて強制の可能性に信憑性をもたせることができれば、権力行使は可能なのだ。むしろルーマンによれば、様々な象徴的装置や手段を通じてそうした信憑性を確保し増大させることが権力にとって重要な課題となる(Luhmann 1975 : 50-51 = 1986 : 76-77)。権力が情報や意味を通じて作用するゆえに自らその基盤や条件を一から整えなければならないというこうした議論は、権力と強制の徹底的な区別や非実体論的な視点によって可能になっている。

5. 権力の肯定的・産出的な働き

さて、第1章で見たように、従来の権力理論、特にマルクス主義的権力論において権力は行為の可能性を制限するものと捉えられてきた。また他の多くの権力論でも人々の行為を制止したり抑止したりするという制限的、否定的な働きが強調されてきた。それに対してルーマンは、権力が他のメディアと同様むしろ行為選択を媒介し行為を実現するものであると捉える。つまり権力は「肯定的¹⁴」、あるいは行為構成的、産出的な働きをもつのだ。言い換えれば権力メディアは、それが存在しない場合には成立の蓋然性が低いような社会秩序または行為領域を成立させるのである。

6. 多様な権力源泉と権力の偏在性

さて、権力が情報や意味の次元で現象するという上述の視点は、物理的暴力以外の多様な権力源泉の想定を可能にする。確かに物理的暴力は多様な状況での回避選択肢の構成に役立つ重要な源泉であるが、脅しのために情報のレベルで利用可能であれば暴力でなくとも様々なものが源泉になりうるのだ。その一例として、肯定的サンクションの否定的サンクションへの変換

というルーマンの議論は興味深い (Luhmann 1975 : 23-4 = 1986 : v-vi, 36-7)。例えば、労使関係にある経営者と労働者、恋愛関係にあるパートナーは経済や愛の文脈に属し、それ自体ではまだ権力現象ではない。しかし、そうした一定の依存関係ができあがった後でそれを解消したり、停止したりしようとするのは、十分に脅しの役割を果たすとルーマンは指摘する。そして、そうした観点から、福祉国家における権力源泉の開発を分析している。すなわち、福祉制度の普及を通じて政治が提供する社会的サービスへの人々の依存度はますます高まっており、それに伴いそのサービスの停止や解消の示唆が政治にとって重要な非暴力的な権力源泉になっているというのだ。

さらに、このことに対応して、またコミュニケーション・メディアは全体社会に準拠する装置であるというルーマンの理論的な前提 (Luhmann 1975 : 90 = 1986 : 135) に対応して、権力は、全体社会の部分システムとしての政治に限定されるわけではなく、社会の多様な領域で生じ行使されるという洞察も可能になっている。ルーマンによれば、権力はその意味で「偏在性 -Omnipräsenz」を有する (Luhmann 1975 : 90 = 1986 : 136)¹⁵。政治の外部で生じ行使される社会的権力には、「まずなによりも、家族における権力 (...) と司祭の権力がそうであり、続いてとくに経済における権力、なかでも近代になって盛んに論じられるようになった財産所有者の権力がある」 (Luhmann 1975 : 92 = 1986 : 138)。パーソンズが権力を政治システムに限定したのに対し、こうした社会的権力と偏在性の想定は、フーコーと重なるものである。

7. 権力の様相化

最後に、コードの概念、すなわち権力過程とコード次元の分化という考え方が権力理論にもたらす示唆と洞察について検討する。この点はルーマン権力論の非常に重要かつ特異な部分であるにもかかわらず、従来の研究では十分に注目されてこなかっただけでなく、若干の誤解を伴って解釈されてきた。まず、ルーマンは、前章で確認した相対的に否定的／相対的に肯定的という権力のコードがもたらす帰結について以下のように述べている。やや長文であるが、参照しよう。

権力というコミュニケーション・メディアの基本構造、すなわち、上述の（残念ながらそれをこれ以上簡潔に定式化することができないのだが）相対的に否定的に評価される選択肢の組み合わせと相対的に肯定的に評価される選択肢の組み合わせという逆方向に条件づけられた結合は、権力が可能性（潜勢、チャンス、傾性）として現象し、そのようなものとして作用するための基礎である。この基礎のうえで、権力の観点に立ったコミュニケーション的な相互行為の様相化がおこなわれる。物事がテーマとなるコミュニケーションでは、一方の側のひがその見解を押し通す可能性があるということが、同時に考慮されている。ところが権力では、可能性として一般化ということを通じて諸文脈の対等化がお

こなわれ、切れ切れで状況的にしか与えられていない現実から一定の範囲内で自立化がおこなわれる。…様相化を通じて過剰な可能性が産み出される。権力は、たえず現存しているひとつの可能性であり、そして、権力保持者に彼の能力あるいは属性であるかのうように帰属させられている。とはいえ、しかしながら権力は、たえず行使されているのではないし、とりわけ権力の領域内にあるすべての人に向かって、すべての主題に関してたえず行使できるものではない。…だから、権力保持者は、自分自身の権力に対して選択的にふるまわなければならないのである。いいかえれると、彼は権力を投入するか否かについて熟考しなければならない、自分自身を規律化できなければならない。…いずれにしても、権力メディアによる様相化という社会的な事実からして、権力理論は二つの水準を同時に顧慮しなければならない。潜勢力としての権力が構成される発生的・構造的な諸条件と、権力が行使される際の構造的・状況的な諸条件がそれである (Luhmann 1975=1986: 38-9, 傍点著者)。

以下でわたしたちがとりわけ関心をもっているのは、コードと過程の分化がコミュニケーション行為の様相化という形式をとることである。権力は、いわゆる権力手段の投入がなくても、たんなる可能性としてはすでに作用している。このことに対して基礎を与えているのは、ひとえにこの様相化であって、たとえば、権力保持者に内在する能力とか力とか潜勢力といったものではないし、たんに彼が諸手段を装備しているということによるものでもない。チャンスとか権力の潜勢力の概念では、この事態を不十分にしかとらえることができない (Luhmann 1975: 27=1986: 41)。

まず従来の解釈において以上の「権力の様相化 *Modalisierung*」の論点は、特に本章第3、4節で既に整理した内容に関連づけられて理解されてきたといえる。すなわち、権力は強制のように行動それ自体を事実的に規定するのではなく、サンクションの発動の可能性に依拠しながら、行為者の行為選択肢、行為可能性を条件づけ構造化するものであり、その意味で権力は様相にかかわるという議論である (中野 1996: 71-2)¹⁶。確かにその点は重要なポイントである。しかしながら、それは権力の様相化という論点においてルーマンが述べたかったことではない。

まず確認すべきは、何が様相化されるかである。権力が可能性として現象し、可能性として作用するようになる、という言明に端的に表れているように、様相化されるのは権力そのものである。言い換えれば、権力の様相化とは、可能性と現実性という二つの次元が権力現象の中で分化することを意味するといえよう。そしてこの二つの次元は、引用文の最後に述べられている「潜勢力としての権力」と「権力行使」に他ならない。権力の様相化を通じて、実際の権力行使の次元と、権力行使があくまで可能性として利用される次元とが生まれるのである。

だが、権力が可能性として作用するとはどういうことか。それは予期や先取りを介した権力コミュニケーションの実現であるといえる。すなわち、権力行使が実行されていないにもかかわらず、それが起こることが予め予期され察知されることによって明確な脅しの実行を待たずに権力のコミュニケーションが実現されるのである。あるいはこのことは、これまで権力の「保持」や「所有」として議論されてきた現象にかかわると考えられる。権力保持者は権力行使を行っていないときにも権力を持つ者とみなされ、だからこそ権力行使をせずとも権力服従者は彼に従うのである。これは他でもなく権力行使の可能性の予期によって可能となる現象である。

注意すべきは、サンクションではなく、権力コミュニケーションそのものが可能性に変換され、利用されている点である。いわばサンクションの可能性に依拠しながら行為の様相にかかわる権力それ自体が様相化、可能化されるのであり、この点でこれは中野の議論とは異なる。

では、そうした予期の形成はいかにして可能か。引用文にあるように、それは他でもなくコードによって可能になる。まず、未来の権力現象への予期や先取りは、「権力現象一般」を予め識別できることを前提としている。もしそれが識別不可能なら、未だ具現化していない、具体的な形象をもたない未来の権力行使について想定することなど不可能だからである。未来の予期は、そのつどの現在の特異性・個別性を越えた一般性や統一性の識別可能性と切り離せないといえる。次いで権力現象の一般的な規則性やパターン性に関する知識も重要となる。そうした知識がなければ、コミュニケーションを実行してそのつど状況を確定したり、一から文脈を創りださなければならない。逆に、権力現象に関して普遍的に利用可能な知識が予め確立されていれば、それを頼りにすることで不確実な状況においても容易に一定の予期を形成することが可能になる。権力のコードは、好ましい／好ましくないという権力固有の二項図式によって権力現象一般の識別可能性を担保するとともに、権力のコミュニケーションに関する一般的な規準の確立を通じて一般的な知識と予測を可能にしている。こうしたコードを基盤にして初めて、権力行使の可能性への予期が可能になり、権力の様相化が実現されるのである。

繰り返しになるが、こうしたコードの特定や共有は、「権力についてのメタ・コミュニケーション」や暗示やほめかしを通じて (Luhmann 1975 : 26 = 1986 : 40)、また、様々なシンボル、例えば王家の紋章や役人の制服などの目印を通じて実現される。権力服従者はシンボルを頼りに権力を予め察知し服従の行為を開始するのであり、逆に権力保持者はシンボルを明示化することによって明示的な脅しなしに権力を振るうのである。

8. 潜勢力としての権力

さて以上の議論は、権力理論に対して、潜勢力としての権力が構成される発生的・構造的な諸条件と、権力が行使される際の構造的・状況的な諸条件という二つの異なる水準への注目を促す。後者の分析においては、権力はあらゆる主題にたえず行使されるものではないため、権

力保持者は権力適用についての合理的な判断基準を設け、自己規律化を行わねばならないという点が重要な論点となる。

しかしルーマンの権力分析においてより重要な焦点となるのは、やはり前者の潜勢力としての権力の水準である。なぜなら、第一に実際の権力行使や明示的な脅しの実行は、それが明確な反応を可能にする点で、権力服従者による拒否と、それによる権力の崩壊の可能性を高めるからである。「…この理由から、権力の定式化はなるだけ回避される。そのため、たとえば強制力を直接に表に出すのではなくて、強制力を内に秘めた権利主張を引き合いに出すといったやり方がとられる」(Luhmann 1975:26=1986:40)。つまり権力にとってはむしろいかに権力行使の機会を減らすか、いかにより強固な潜勢力としての権力を確立するかが問題となるのである。第二に、詳しくは第5章で検討するが、権力の増大や拡大などの亢進現象、すなわち政治的権力の成立のメカニズムは、実際の権力行使の一般化ではなく、権力行使の可能性の一般化にかかわっているからである。いわばいかに多様な状況において幅広く利用可能な潜勢力を確立できるかに、いかに十全な予期を確立しそれによって幅広い自動的な服従行為を調達するかが問題となるのである。

ルーマンによれば、これまで潜勢力としての権力は権力保持者に内在する能力と力とにかよって自然発生的なものとして捉えられてきたゆえに、その条件は十分に解明されてこなかった。それに対してルーマンは、潜勢力としての権力は予期を介して実現され、予期はコードによって可能になると捉えることで、コードの強化という視点から権力の亢進メカニズムを分析するのである。以上のような亢進現象とコードの分析は第5章で詳しく検討する。その前に次章では、正当性論との比較を通じてこれまでとは異なる視点からルーマンの権力概念の特異性と意義を考察しておこう。

IV 脅し権力と支配の正当性

1. ルーマンと正当性論の対立

本章では、権力分析において現在も支配的な位置を占める「支配の正当性」論ないし正当性論との比較を通じて前章までとは違う観点からルーマンの特徴と意義を考察する。

まずウェーバーを端緒とする支配の正当性論からすると、ルーマンの議論は受け入れがたいものとして映るといえる。なぜなら、ルーマンは権力に関する議論のなかで一貫して「正当性」への言及を避けているからである。権力の成立における正当性の位置をめぐる両者は鋭く対立する。

例えば、中野(1996)は、支配の正当性の問いをアクチュアルなものに再定式化するとの目的のもと、ルーマンの権力論を(間接的に)批判している。中野は、ルーマンの双方向的な視点や権力と物理的暴力の徹底的な区別を評価しつつも、ルーマンが論じるのは結局権力保持者

の「実力」やそれによって喚起される「恐怖」、つまり権力側の作動論理だけであると指摘する。そして、ウェーバーの支配の正当性の枠組みに依拠しながら、それとは異なる論理、すなわち「正しさ」や「適切さ」といった正当性の論理が権力の成立にとって不可欠であると、その影響経路を描写しようとする。中野は、権力関係が安定化するための必要条件に権力服従者の承認とそれを動機づける正当性を据えることによって、ネガティブ・サンクションの設定だけに基づいた脅し権力というルーマンの発想に疑問を投げかけているのである。

以上からわかるように正当性論の特徴は、権力の抑制という倫理的・規範的な関心も伴いつつ、権力関係における服従者の自発的承認の重要性と権力の外部条件（権威など）への依存性を強調する点にある。彼らにとって、正当性に言及しないルーマンのある意味現実主義的な議論は、権力服従者の関与を締め出し、権力の限界性、条件性を過小評価する議論に映るのである。

こうした理解が適切でないことは次節で指摘するが、まず確認すべきはルーマンが正当性への言及を避けた背景には彼なりの時代認識があったことである。すなわちルーマンは近代社会の特徴の一つを統一的な（宗教的・道徳的）世界観の崩壊と価値の多元化として捉えている¹⁷。つまり、近代社会とは彼にとってまさに合意や正当性の確保がかつてなく困難化した社会なのである。そして、むしろそうした合意や正当性が欠如した状況においてこそ有効に機能しうる点に権力や他のコミュニケーション・メディアの本質があると彼は考えるのである。別の観点から言えば、ルーマンの関心はまさに権力がいかにして他の領域から、例えば価値や道徳や宗教や生活世界などから分出し自律化するかにあった。こうした時代認識があったからこそ、彼は正当性や権威への直接的な依存性を指示しようとする正当性論の語り口とは異なる道を探ったのである¹⁸。

いずれにせよ、両者の間には時代認識上の大きな隔たりが存在することをまず確認すべきであろう（そして、この点に関しては、もちろんルーマンの時代認識はハーバマスやポストモダン論などとも幅広く共通するものであるゆえにルーマンの方が優勢であるのだが）。しかしながら、私見ではそうした時代認識上の差異にとどまらず、概念的なレベルにおいてもルーマンは正当性論の枠組みの問題点や曖昧さを回避しているように思われる。以下ではその点を考察する。

2. 服従者の選択性と権力の限界性

ところで、なぜルーマンは正当性について語らずに済んでいるのか。それによって何か問題は生じないのか。まずはこの点を考えたいが、そのためには、従来の正当性論の枠組みの中で正当性の概念がどう機能してきたかを考えてみる必要がある。

ここではウェーバーとパーソンズの正当性論に注目しよう。まず彼らの議論には次のような特徴が見出せる。すなわち、彼らは権力概念に強制や物理的暴力行使などの物理的な契機、つ

まり非選択的=強制的な契機を含めた上で、そうした固定的で暴力還元論的な出発点を和らげ相対化するために正当性について論じようとするという特徴をもつ。その意味で、正当性論の議論は、服従者の関与が除外された非選択的な段階と、服従者が関与する選択的な段階という二つの議論に分かれており、正当性は後者を可能にする概念として用いられている¹⁹。

この二段階性はウェーバーにおいて明らかである。ウェーバーは、権力を個々人の意志貫徹能力として捉えており、この定義は物理的暴力行使をも含むものとなっている。つまり、そこからは権力服従者の関与がまずは排除されている。次いで「支配」の議論において初めて権力服従者の関与が視野に入り、「正当性」という視点も導入されるのである。その意味で、彼において正当性の概念は、一方向的な議論を双方向的な議論に転換するための装置として機能しているといえる。

パーソンズ(1969=1974)においても同様の傾向が見出せる。パーソンズはまず、従来の権力理論において権力の根拠に対する見方の対立が存在し、それによって権力概念が分裂してきたことを指摘する。「権力はともかく「究極的には」強制的制裁の行使か、それとも合意と自発的協調への意志かのどちらか一方に「もとづく」ものと主張するのが主要な傾向となっている」(Parsons 1969=1974: 64)。この対立は強制論と同意論(ないし合意論)の対立として理解できる(池田 2009: 178)。そして、この分裂によって統一的・包括的な議論が妨げられていることから、彼は、強制と合意の両者を権力の根拠として捉えうるような統一的な権力概念の構築を目指したのである。

彼は次のような権力概念を提起する。「権力は、集会的組織体系の諸単位による拘束的義務の遂行を確保する一般的能力であって、この場合の義務は集会的目標との関係に準拠して正統化されており、不服従の場合には、実際にはどのような強制機関によるものであれ、状況的な消極的制裁による強制が予想される」(Parsons 1969=1974: 75)。ここでいう正当化とは、「服従を担保する集会的な価値」(池田 2009: 174)である。言い換えれば、服従の獲得は、強制力の用意だけでは不十分であり、同時に、集会的利益の実現が約束されなければならない、服従が利益になるからこそ服従者は権力に従うのだという認識がここには表われている。ところで、なぜパーソンズは強制だけでは不十分だと考えたのか、つまりなぜ合意的側面への注目が必要だと考えたのか。それは彼が次のように考えるからである。「無理押しとか強制に訴える場合の自我の本来的なねらいは、他者の側の望ましくない行為の制止である。したがって、物理的力はまず第一に、「究極的」な制止として重要である」(Parsons 1969=1974: 81)。つまり、強制は服従者の行為の制止のためにしか有効ではなく、積極的な行為の動員のためには他の誘因が、つまり利益の約束が欠かせないと彼は考えるのである。

さて、ウェーバーは正当性を権威や規範に関連づけるのに対し、パーソンズは集会的目標や利益に関連づけており、両者の間には違いがある。しかしパーソンズの場合も、強制の実行を権力概念に含めた上で、しかしそれだけでは説明できない部分があるゆえに正当性概念を導入

するという二段論法が見出せる。非選択的な契機に選択性や条件性の契機を加えるために正当性を論じようとする点で両者は共通するのだ。

ところで、正当性概念が以上のような役割を担っているのだとしたら、むしろ正当性論者が正当性に言及しようとするのは当然であり、言及せざるをえなかったとさえいえるかもしれない。なぜなら、権力が服従者の承認や他の諸条件に関連することは誰もが認めることだからである。

しかしながら、既に繰り返し検討してきたように、ルーマンは徹頭徹尾権力現象が受け手(服従者)の自発的な選択を前提とすること、その意味で権力が強制とは区別されねばならないことを力説してきた。言い換えれば、ルーマンの特徴は、コミュニケーション・メディアの理論という独自の枠組みに依拠することで、正当性の概念を召還することなしに服従者の選択や権力の条件性を位置づけることに成功している点にあるといえる。ルーマンは、独自の枠組みに依拠することで、一方で正当性論が内包してきた暴力還元論的な発想を排除しつつ、他方で選択性や条件性についての議論を正当性の概念から解放し、コミュニケーションの媒介やメディアの成立といった別の視点から考察することを可能にしているのである。いずれにせよルーマンは、服従者の選択性や権力の限界性、条件性をつねに議論に組み込んでいる。

実際ルーマンは権力の限界性や条件性、権力の崩壊の契機について繰り返し述べている。例えば、権力保持者は服従者に過度な要求を行わないよう自己抑制しなければならないという議論に表れている。つまり、脅しが一定の範囲内でしか有効でないことは常に前提になっているのだ。さらにまた、政治的権力の成立に伴い権力の潜在性や象徴性が進めば進むほど、権力も崩壊しやすくなると指摘している(詳しくは第5章)。また、脅しが行為者の選好秩序に関連し、そうした選好秩序のあり方は社会文化的また歴史的な影響を被ると想定できるため、権力現象は外部の社会的状況の影響をある程度被ることもルーマンの議論から推測することができよう。

こう考えるとむしろ正当性論の方こそ権力の非選択的な契機を想定している点で権力の限界性に対するラディカルさが欠けているといえよう。正当性論は、権力が服従者の承認なしに行使されうる契機を想定してしまっているのであり、その意味で権力の万能性、無制約性の表象とは完全に手を切っていない。それに対してルーマンは権力のあらゆる段階を選択的な次元に限定し、なぜ権力は崩壊しうるのにそうならないのかを問おうとする点でラディカルな視点を備えているといえる。正当性について語らないルーマンを非難する正当性論こそ権力を絶対視する見方を含んでいるのだ。このように、正当性論は、非選択的／選択的という区別に基づき、後者を論じるために「正当性」を持ち出すのに対し、ルーマンは最初から権力を選択的な契機に限定しているゆえにそもそも正当性概念を持ち出す必要性がなくなっている。そして同時に、権力現象の条件性、限界性に対してもラディカルな視点を備えるに至っているのである。

3. ネガティブとポジティブの矛盾

ところが、実は正当性概念が含意するのは選択性や条件性だけではない。むしろ正当性概念は、恐怖や損害といった権力のネガティブな要素とは対照的な、権力服従者にとってより受け入れやすく利益につながるような要素に関連づけられる傾向がある。正当性概念は権力のネガティブさを中和するようなポジティブさを内包する概念だといえるのである。例えばウェーバーの場合、正当性は権威や共通価値に関連づけられている。パーソンズの場合にはもっと露骨で集合的利益の約束に関連づけられている。こうした背景には、ネガティブな契機だけでは自発的な服従は確保されえず、それだけでは抵抗の発生が避けられないゆえに権力関係も不安定化せざるをえないという想定があると考えられる。

これに対してルーマンの脅し権力の議論は、権威や利益などのポジティブな誘因がなくとも、ネガティブ・サンクションの設定だけで服従が実現されるという前提に基づいている。すなわち、ポジティブな誘因がなければ自発的な服従は全くありえないという正当性論の前提に疑問を投げかけているのである。そして、制裁が課せられた状況では、必ずしもつねに抵抗が生じるわけではなく、一定の条件のもとでは制裁の実現というよりネガティブな事態を回避するために人々は自発的な服従を行う場合があると考ええる。そしてこうした局面を権力現象として捉えようとするのである。

まずはこうした前提の違いを認識する必要がある。ところがこうした差異にとどまらず、ポジティブな要素を含意した正当性に言及することは権力現象を論じる上でいくつかの困難を生じさせもする。そしてルーマンは、正当性への言及を回避することによって、そうした困難も同時に回避していると考えられる。

そうした困難は特にパーソンズの議論に見出せる。彼は、強制論と合意論の対立を解消するために、暴力と合意の両者を権力概念に含ませるといういわば折衷を行った。その試みは表面的には成功しているように見える。ところが、厳密に考えた場合、暴力と合意は論理的に相互に独立するだけでなく、相互排他的な概念でもあるゆえに、両者の対立は論理的には解消しえないと考えられるのである。暴力は合意なしに成り立ち、合意は暴力なしに成り立つ。しかも合意は、それが暴力や脅しによってもたらされたものではないという非暴力性を含意するのである。伝統的に合意概念にはそうした固有の意味が込められてきたし、だからこそ合意論と強制論は長く対立してきた。したがって、権力の成立において、両者が純粋なまま同時に実現されることは論理的にありえない。そしてこのことは、ネガティブ・サンクションとポジティブ・サンクションの関係にも当てはまる。脅しと利益の提示は両立しえない。したがって、両者を融合させようとする場合概念的な曖昧さが生じてくるし、厳密に議論しようと思えば、暴力と合意、ネガティブとポジティブのどちらかをより基底的なものとして設定した上で、その程度を問題にするという方策しか残されていないと考えられる。

さて、パーソンズは権力の根拠の問題に関しては折衷的な議論をおこなった。ところが、そ

こから導かれた彼の議論は合意論的な議論に偏っている。こうしたパーソンズの合意論への傾きに対しては、ギデンズとルークスから批判が提起されている。両者は、一方で権力が常に利害対立や闘争を生むという伝統的な捉え方を批判したパーソンズは正しいとしながらも、他方で結局彼は権力を合意の延長あるいは一部として扱い、権力がときに利害対立や闘争につながったり、それをある程度含むという側面を無視することになっていると批判するのである(池田 2009: 182-9)。おそらくこうした議論の偏りは、上で指摘した概念的な曖昧さに関係すると思われる。暴力と合意の融合を目指したにもかかわらず、論理的な困難性ゆえに結局後者を優先することになり、それによって権力現象の別の重要な側面を見失うことになったのである。ここからわかるのは、権力がネガティブな契機をどこまでいっても手放せない以上、ポジティブな契機を含蓄する正当性について語ることは困難を伴うということである。

それに対しルーマンは権力を脅し現象として捉えることで、こうした困難を回避している。というのも、脅しは、ネガティブと選択性という二つの要素によって概念化されるからである。言い換えればルーマンは、権力理論の文脈では問題含みとなる合意や同意の概念を、ポジティブな契機を伴わない「選択」あるいは「受容」の概念に置き換えているのである。上で考察したように、合意やポジティブ・サンクションはネガティブ・サンクションと論理的に両立しえないのに対し、単なる選択や受容の概念は十分に両立する。選択は、それがいくらネガティブな脅しに基づこうと、選択可能性が確保されている限り選択であり続けるからである。脅し権力の概念は、これまで権力概念のなかに組み込まれてきた諸現象、すなわち物理的暴力行使(非選択性)、合意と正当性(ポジティブ)を権力概念から排除することを可能にしている。そしてそれによって、正当性論が内包する暴力還元論的な見方とともに、それが生じさせがちな曖昧さや困難を回避させ、権力の社会的メカニズムの十全な分析を可能にしているのである。言い換えれば、権力を「脅し」として、そして社会的な「メディア」として位置づけるルーマンの捉え方は、権力を物理的暴力行使にも合意および正当性にも還元することなく、なおその固有の社会的メカニズムを対象化しうるような視点を可能にしているのである。

V ルーマンの政治的権力論

1. 政治的権力論の注意点

本章では、『権力』第三章における政治的権力論に焦点化しながら、強制論、同意論、その折衷と見なされうる支配の正当性論から距離を取るルーマンが権力の亢進現象に対してどのような特異な分析を提起しているかを検討する。ただしその前に二つの点に触れておきたい。

第一にルーマン権力論における政治的権力分析の位置についてである。既存のルーマン権力論研究では、ルーマンが権力を政治的権力²⁰としてのみ論じている、あるいは論じようとしていると捉える解釈がある。後者の例として Ashenden (2006) は、ルーマンが社会的権力に言

及する一方、そうした権力の政治化可能性の限界について語り、社会的権力の存在そのものを彼自身が「問題視」していると指摘し、そこに彼の評価的あるいは規範的な視点が紛れ込んでいると批判している。とはいえ、この批判は単純な見落としに基づくものであるといえる。まず第3章第6節で整理したように、ルーマンはコミュニケーション・メディア概念の準拠システムを全体社会に設定しており、その意味で権力は偏在すると述べている。したがって権力を政治システムに限定しようなどという意図はまったくないのだ。さらに、確かに Ashenden が言うようにルーマンは政治システムに取り込みきれない社会的権力の存在が政治システムを圧迫し、脅かすことを指摘している。だが、それは、他でもなく政治システムにとって障壁や問題となるという事実判断的な主張である。したがってルーマンの政治的権力論は、一つの特異な権力領域の分析として展開されているに過ぎない。

第二に、政治的権力と象徴的な一般化=コード化の関係について注意が必要である。この点は確かにわかりにくい。というのも『権力』においてコードについての詳細な分析は第三章「コード機能」で展開されており、しかもそこでの分析の対象は明らかに政治的権力であることから、ルーマンはコード概念を政治的権力だけに関連づけているという解釈が生じかねないからである。だが、本稿第2章でも確認したように、ルーマンにおいて権力メディア自体がつねにすでに象徴的に一般化=コード化されている。コードなしにコミュニケーション・メディアは分出しえないのである。したがって、ルーマンは政治的権力論においてコード化そのものではなくその「程度」について論じていると考えるのが適切であろう。権力メディアは予めコード化されているが(「第一コード化」)、権力現象の内部には他の領域に比べてより高度にコード化された領域が存在し、それが政治的権力である、というように。だからこそ、法による政治的権力のコード化は「第二コード化」なのである(Luhmann 1975: 34-5=1986: 51-2)。したがって政治的権力論の焦点は、いかにしてコードは強化・高度化されるかであるといえる。

2. 権力の亢進をめぐる新たな視点

(1) メディアの選択媒介能力の上昇という視点

繰り返しになるが、これまで権力の増大や上昇といった亢進現象は、一方では強制論的な立場から次のように分析されてきた。すなわち、「権力を加害能力として扱おうとすれば、亢進の方向は、権力保持者が引き起こすことのできる加害の大きさと、そして／あるいは、被害を効果的に防げるような対抗権力の大きさ」(Luhmann 1975: 31=1986: 47)となる。そこでは物理的暴力の独占や組織化が直接の権力増大と見なされる。他方、同意論的な立場や正当性論の立場からは権力の増大は、服従者の同意を獲得する能力の大きさに、服従者の承認をもたらす正当性の大きさに関連すると考えられる²¹。

さて、それに対してルーマンは、権力の亢進現象をコミュニケーション・メディアの「縮減

された複合性の伝達の働きの上昇」という観点から捉えなおす。「権力に固有な秩序化の働き」(Luhmann 1975 : 31=1986 : 47) の上昇、いわば権力メディアの行為選択媒介能力の上昇である。そして、この「上昇」は、おそらくより特定された事柄を服従者に行わせるという意味でのより強力な動機づけの実現にも関連するだろうが、しかしより本質的には、その働きの「一般化」(脱状況化)に関係するといえる。動機づけの働きをより多様な状況で実現できるようにすることが権力の充進を意味するのである。

以上の観点から見れば、より大きいまたは強力な権力とは、多様な状況において、多様な相手に対して行使できる権力であり、逆に、より小さいまたは弱い権力は、個別の状況に依存し、限られた範囲内でしか有効でない権力ということになる。ルーマンによれば後者に該当する社会的権力は、特定の社会関係やそれに基づく特殊な権力源泉に依存するため、他所に移せず、外部では行使できないという性質をもつ (Luhmann 1975 : 60=1986 : 92)。それに対して前者に該当する政治的権力は、どのような場面においても、またどのような相手に対しても適用可能であるという一般性・普遍性をもち、またもたなければならない。政治的権力は、社会全体を射程に置くことができる最も一般化された権力なのである。

(2) 物理的暴力と象徴的な一般化

では、メディアの伝達機能、選択媒介能力の上昇と一般化には、つまり多様な状況での権力行使の可能性が確立されるには、どのような条件が必要なのか。そのためには第一に、回避選択肢の普遍的な構成を可能にするような権力源泉、つまり物理的暴力が必要となる。例えば解雇という権力源泉は解雇を避けたいと思っている労働者にしか有効でないのに対し、物理的暴力は誰にとっても損害や恐怖を生み出しうる。物理的暴力は普遍的な適用可能性を備えており、いかなる状況、いかなる相手に対しても回避選択肢を作り出すことができるのである。それゆえに政治的権力は物理的暴力を手放すことができない。

しかしながら、物理的暴力の確保だけではまだ不十分であるとルーマンは指摘する。

用いることのできる暴力手段が増強されたとしても、(…)それは、急速に飽和点に達してしまうのであり、その点を越してしまうと、もはや確実性を増やしはしない。ましてや、権力の増大をもたらしたりはしない。(…)そうではなく、それ以上の権力獲得は、構造的に別種の土台——わたしたちが象徴的に一般化された権力コードに対する諸要求としてすでに論じた土台——によって担われるのである (Luhmann 1975 : 67-8=1986 : 102-3)。

したがって権力メディアの行為媒介能力のさらなる向上は、象徴的な一般化に、コードの強化によって実現されるのである。

様々な社会的権力には、限定的な権力源泉に依存しているというだけでなく、権力のコミュ

コミュニケーションそのものを個々の特殊な社会関係や文脈に依存して方向付けているという特徴がある。だからこそそれらの権力は、そうした特殊な文脈にアクセスしていない外部の行為者にとっては参入が難しく、また予期が困難で、不確実なものとなるのである。つまり社会的権力はそのつどの文脈に依存して実現されるゆえにそれが有効な範囲も狭いのである。逆に、一般的な適用可能性を確立するには、そうした状況依存性を克服しなければならない。個々の状況や文脈に依拠しない形で権力のコミュニケーションを発動し操縦できなければならないのである。繰り返しになるが、それは他でもなく普遍主義的な意味次元、つまりコードの確立と強化によって可能になる。普遍的に呼び出し可能な論理やルールを予め確立しさえすれば、多様な場面において、また未知の場面においても容易に権力のコミュニケーションを開始し操縦することが可能になるというわけだ。権力服従者もこのコードを頼りにすることで不確実な状況でも容易に予期を形成し、服従の行為を行うことが可能になるのである。そして、こうした高度に一般化されたコードの確立は、社会のなかに権力とは独立に存在する、様々な抽象的かつ普遍主義的に使用可能なシンボルを通じて実現される。他のシンボルの独自の意味規則と結合しそれを利用することによって、権力メディアの内部に独自の意味規則を、コードを創出し、強化するのである。

(3) 権力の潜在化と対抗権力の増大

だが注意しなければならないのは、こうした権力の増大は直線的に進行するわけではないことである。ルーマンは、コードの強化に伴い多数の問題や逆機能が同時に生じ、それらに対する対策を予め制度化しなければ権力の増大は実現されないと指摘している(Luhmann 1975: 31=1986: 54)。その典型的な逆機能が「対抗権力」の増大である。権力が増大すれば増大するほど権力服従者の側の対抗権力も増大し、不安定要因が増大する。この現象は、コードの強化によって権力が次第に明示的な脅しから予期を介した潜勢力としての権力に移行することに関係している。この効果として、一方で「権力保持者は、命令する必要すらなく、彼が命令していない命令にも服従者はすぐ従う」ようになる。しかし他方では、この条件のもとで、

権力は、一定の範囲内においてはああるが、権力服従者に移行する。というのは、彼がいつ権力保持者にスイッチを入れるかを決定するからであり、そしてそのことによって、彼は影響力だけでなく、権力を獲得するのである。いいかえると、彼は、権力保持者をもはや命令へと刺激しないか、もしくは絶えず命令へと刺激するのか、という回避選択肢を獲得するのである。形式化と集権化に対してひとつの制限となるのは、コミュニケーションなしに行使される権力のこのような逆機能である(Luhmann 1975: 36=1986: 55)。

コードの強化によって権力が潜在化されればされるほど、権力服従者が主導権を握るチャン

スも増えるのである。こうした逆機能に対する視点がルーマンの政治的権力論を特異なものにしている。次節では、この点も含めて、政治的権力の成立を可能にし、それを形作っているシンボルや要素を検討する。

3. 政治的権力の諸条件

(1) 脱人格化と職掌

前節で整理したように権力の増大は様々なシンボルの利用を通じたコードの強化によって実現される。そのための第一歩として、職掌シンボルを通じた権力メディアの非人格化が重要な契機であったとルーマンは指摘する (Luhmann 1975 : 37=1986 : 56-7)。したがって政治的権力は人格ではなく職掌の論理に依拠して権力を作動させるという特徴をもつ。

権力が人格のシンボルに結びつけられる場合、権力のあり方は権力保持者の人格に依存した場当たりのなものとなる。また、権力服従者は権力保持者の人格を特定するまで服従の行為を行うことはできないし、逆に権力保持者は彼の人格を知らない人々に対してそれをそのつど伝えなければ権力を行使することができない。したがって、多様な状況における一貫した、また自動化された権力の適用は難しくなる。また、例えば王が死ねばその権力も失われるというような不安定な状態が生じる。それに対して、人と職掌が分化され、権力が人ではなく職掌に結びつけられれば、個々の人格に依存しない権力の運用が可能になる。また職掌のなかで人間を選び出し取り替えることも可能になるのだ。こうした非人格化は一般化された政治的権力が成立する上で重要な契機となったのである。

(2) 行為連鎖と権力の再帰的適用

行為連鎖の形成もコードの強化に貢献する。行為連鎖 (社会システム) とは、複数の人々の間に取り結ばれた独自の社会関係のことである²²。それが形成されることによってその内部には独自の意味連関、行為規則、権力の運用ルールなどが人為的に作り出される。そして、この行為連鎖は、再帰性 *Reflexivität* によって、つまり権力を権力に適用する可能性によって定義される。単に複数の人々が存在するだけでなく、ある人の行為や意思決定に他者が介入できるような関係が形成されることが行為連鎖の条件となる。例えば王は、単に家臣に対する権力をもつだけでなく、行為連鎖を通じて家臣の民衆に対する権力行使に介入し統制できる場合のみ、彼らの間には行為連鎖が存在する。ルーマンは、連鎖形成への誘因は「多くの場合、偶然的な利害一致であるよりは、むしろ結合による利得を通じて実際にその価値が判るためであろう」 (Luhmann 1975 : 39=1986 : 60) としているが、おそらく脅しを通じた形成も可能であろう。

さて、ルーマンによれば、こうした再帰的な使用は、増幅活動として考慮されうる (Luhmann 2000 : 64-5)。連鎖形成を通じて、一対一の関係に比べて格段に権力行使の範囲や

介入できる事柄が拡大しているからである。さらに民主主義のように、公職における最高位の権力保持者をも選出や除外の対象にしうような連鎖が形成されれば、そのつど他のあらゆる権力に優越するような権力を創出することも可能になるのだ。「連鎖形成は、ただひとりの権力保持者が行使することのできる権力よりも、より多くの権力を使えるようにするという機能を持っている。政治選挙の極端な場合には、権力を全く行使できない人々が全権力を使えるようになる。このようにして連鎖形成は、単一の権力保持者の選択能力を超えた権力の増大を可能にする」(Luhmann 1975: 41=1986: 62)。いずれにせよ、重要なのは、権力コードは、こうした行為連鎖や再帰性の独自の論理を利用しつつ、権力の運用や介入に関する人為的な一般的規準を強化するという点である。

ところでここでもまた対抗権力の問題が生じる。しかも、連鎖形成の効果によって、行為連鎖のなかで逆向きに流れる互酬的な対抗権力の領域が発生するようになる。ルーマンによれば、それは一方で、権力コードが〈公式的〉なコードと〈非公式的〉なコード(対抗権力)に分化することを意味する。他方で、「公式/非公式の権力の最大の集積場所は、頂点のすぐ下に位置するいくつかの結節点に見出される」(Luhmann 1975: 41=1986: 62)ことも意味する。というのも、連鎖の中間項の担い手達は、連鎖を通じて上位者の権力を自らの資源として利用することができるだけでなく、下位者の対抗権力をも利用することができるゆえに、権力の最大の集積場所はヒエラルキーの頂点ではなくそのすぐ下となるからである。以上のような分析は、政治システムの形成と民主主義の機能に関わるものでもあり、政治システム理論においても重要な論点となっている²³。

(3) 法による第二コード化

さて、権力コードの強化に特に貢献するのが法である。法による第二コード化は、政治的権力の成立の条件なのである。ルーマンにおいて法は、合法/不法という固有の二項図式によってそれ自体普遍主義的なコードを通じて分出している機能システムである。また法は、コミュニケーション・メディアではなく、全体社会の部分システムである²⁴。

それでは法は権力の増大に対してどのように貢献するのか。その仕方はいくつかに分けられる。第一に法は、合法/不法の区別によって権力を合法的な権力と不法的な権力とに分割する。そしてこの分割が権力に対する特定可能性と予期可能性を高めるのである。この分割がなければそのつど権力一般に関する知識を動員しなければならないのに対し、合法的/不法的という二つの領域がつくられることによってそのつど他方とは区別されるより特定された予期や方向づけが可能になるのである(Luhmann 1975: 34, 43=1986: 52, 65)。

第二に、法というそれ自体普遍主義的なコードと権力が結合することによって権力の適用や運用に関するより高度に一般化された規準が作り出される。法は、権力行使が一般にどのような場合に実行されるかを条件づけ可視化することによって、権力に対する予期可能性や計算可

能性を高め、多様な状況や未知の状況における予期を容易にし、潜勢力としての権力の一般化を促進するのである。

第三に法は権力の信憑性の増大にも関連している。法は、権力の計算可能性あるいは可視性を高め、権力の「信憑性」を増大させる (Luhmann 1975 : 50-1=1986 : 76-7)。前述のように、権力に関する予期が成り立ちにくかったり、権力についての情報が欠けていたりする場合には、回避選択肢の現実味が薄れ、権力の実効性が疑わしくなる。つまり信憑性は可視性や計算可能性を前提とするのだ。そして、信憑性が欠如した状況では、挑発や採り入れの行為が起りやすくなり、制裁の実現による権力関係の崩壊に至る可能性も高まる。ルーマンによれば「比較的単純な社会」では時たま行われる見せしめの力の誇示によって挑発の防止と信憑性の確立が実現される。しかし複雑化した社会では、それだけでは不十分であり、それを補うのがまさに法であるという。法は、権力行使や回避選択肢の実現を条件づけ明確化し権力を捉えやすくすることで信憑性の増大に貢献するのである。

さて、こうした権力の第二コード化に伴い、権力のメカニズムが法のメカニズムに融合し、法自体が権力の一つの根拠になっていくという。すなわち、「法的な権利を有する人が、権力を動員する権力を持つことになる」(Luhmann 1975 : 49=1986 : 74)。そこでは、法を参照することでその場にはいない権力保持者呼び出し線が使われる。法のお墨付きを得ることがすなわち他の権力保持者のお墨付きを得ることと同義になり、法を通じて直接の権力源泉をもたない人々が権力を手にするようになるのである。

4. 政治的権力論の特異性

以上のようなルーマンの分析は、政治的権力と法及び民主主義の関係性に対して特異な見解をもたらしている。ルーマンの見解は一方で従来の正当性論と異なる。正当性論は、法が権力の正当性を高め、権力をもっともらしいもの、合理的なものに変換するゆえに権力の安定化と増大に貢献すると考える。それに対しルーマンは、法が正当性の増大ではなく権力コードの強化を通じた一般性と首尾一貫性の強化を実現し、言うなれば権力の恐怖や可視性や信憑性を増大させるゆえに貢献すると考えるからである。さらに正当性論者は法や権威などの外部要因に対する権力の直接的な依存性を指摘しようとする。確かにルーマンも、権力コードの強化にあたっては様々なシンボルの利用が必要だと述べており、その意味で外部への依存性は認めているといえる。しかしそこでは権力コードをめぐる分析を通して、徹頭徹尾、権力メディアの内的なメカニズムの解明が試みられている。つまり、外部への依存がどのような内的な理由から生じ、それがどのように自律的に進行するかを明らかにしようとしている点で正当性論の問題設定とは異なるのである。

他方、ルーマンの見解はリベラルな立憲主義とも鋭く対立する。リベラルな立憲主義の伝統において法と民主主義は権力を制限し、抑制し、縮小させる手段として位置づけられてきたの

に対して、ルーマンにおいてそれらはむしろ権力を拡張し増大させるものであるからだ。確かに立憲主義が指摘するように法は権力を条件づけ、規制する。しかしそれは権力の縮小や減少を意味するのではなく、逆に首尾一貫性と一般性の向上をもたらし、それによって権力の増大を促進するのだとルーマンは考えるのである²⁵。リベラルな立憲主義の主張は、その意図に反して、権力の増大と拡張を促進するものかもしれないのである。

さて、最後にルーマンの分析から得られる政治的権力、つまりより強大な権力の性質を手短かにまとめておこう。第一に政治的権力は、より高度にコード化された権力であり、それゆえより潜在化した権力である。というのは、コードの強化は予期の形成を確実にし、予期を介した権力の作動の機会を増大させるからである。したがって政治的権力は、行使されることが少なく、シンボルを通じた潜在的な作用の機会が多い権力だといえるのである。

第二に政治的権力は、そうした潜在性ゆえに、計算可能性を逆手に取った対抗権力を生じさせやすく、そうした逆機能への対処を余儀なくされている権力でもある。

第三に政治的権力はコードの強化によってより高度な首尾一貫性を実現した権力であり、したがって個々の権力保持者による恣意的な行使や運用がより困難になった権力、つまりより非恣意的な権力であるといえる。「最高度に一般化された権力というのは、権力保持者に対して最大限の選択領域から任意の選択をするよう委ねる権力ではない…権力が比較的初歩的な閾値を越えてさらに強まると、権力そのものは非恣意的で恣意的に行使できない形をとる…」(Luhmann 1975: 68=1986: 103, 傍点著者)。これは、従来の捉え方とは対照的である。従来の見方では、より大きな恣意性をもった権力こそが強大であると捉えられ、だからこそ法と民主主義による規律化と非恣意化が必要だと考えられてきたからである。それに対してルーマンは、権力保持者の選択の自由の大きさではなく権力メディアの行為媒介能力の上昇から権力の亢進を捉える。そしてその視点からすれば恣意的な権力は、状況に左右されやすく、より限定された選択媒介能力しかもたず、予期形成と信憑性の確保が難しく、それゆえ崩壊しやすい権力なのである。それに対して政治的権力は、より高度な一般性と首尾一貫性の確立と引き換えに恣意的な運用可能性を喪失した権力だといえるのである。

第四に、コード化に伴って政治的権力のメカニズムは物理的暴力という権力の初発条件、発生的条件から広範に独立し、それに左右されなくなっていく。コード化に伴い物理的暴力以外の様々なシンボルが権力の実質的な根拠になり、またそうした根拠が開発される。それによって物理的暴力をもたない者がより大きな権力を手できるようになるのである。そして、そうした権力のメカニズムをもはや暴力によってコントロールすることもできなくなる(Luhmann 1975: 66-7=1986: 101-2)。このように物理的暴力を基盤としつつも、その上に自律的かつ複雑なメカニズムを人為的に確立している点に政治的権力の特徴がある。

以上のように、ルーマンの権力論は、象徴的な一般化とコード化という視点から権力の亢進現象を捉えることによって、従来の権力理論とは全く異なる権力分析の可能性を切りひらいて

いると同時に、政治的権力の性質に関して以上のような特異な洞察を可能にしているのである。

おわりに

本稿では、ルーマン権力論がポスト・フーコーの権力研究の隘路を乗り越えうる重要な視点を提供しているという問題意識のもと、ルーマンの一般理論的な枠組みを整理しながら、彼の権力概念と政治的権力論の特異性と意義を考察しその射程を明らかにしてきた。とりわけ本稿では、これまで十分に注目されてこなかった象徴的な一般化、権力の様相化、潜勢力といった重要な論点を検討することによって、ルーマンの本来の狙いやその意義を明確化してきた。さらに、できる限り他の権力論との比較を試みることによって、これまで不鮮明だったルーマンの特異性と位置を浮かび上がらせてきた。その点で本稿の考察は、ルーマンの学説研究に貢献しうだけでなく、ルーマンのアプローチの強みと弱みを明確化し、それを権力と政治の経験的分析に援用する可能性を模索する上でも重要な考察となっていることはいうまでもない。

最後に今後の課題について記しておきたい。第一に、ルーマンに依拠することによっていかにしてフーコーの隘路を乗り越えうるかについてはさらなる詳細な議論が求められる。本稿では差し当たり両者の類似点と相違点の抽出を目指したが、両者の長所と短所について、またフーコーが広義の権力概念によって分析しようとした諸現象（生への介入、身体の規律化や告白の機能など）をルーマンの立場からどう捉えうるか、説明しうるかについては検討が必要であろう。第二に、本稿では十分に扱うことのできなかつたルーマンの晩年の著作、とりわけ『社会の社会』（1997）、『社会の政治』（2000）において論じられているメディア理論と権力論の内容をさらに検討する必要がある。特に後期には「メディア／形式」という初期にはなかつた枠組みが用いられており、さらなる考察が必要である。最後により幅広い理論比較も求められる。その際にはルーマンの議論の出発点となっているパーソンズのメディア理論との比較も欠かせない。いずれにせよ、ルーマン権力論を単なるルーマン研究の枠内に留めることなく、権力と政治に関する幅広い議論のアリーナに引き込み、その意義と援用可能性を検討することが今後の重要な課題となろう。

註

- 1 因果図式に対するより広範な批判は、Luhmann (2000 : 18-29) も参照。そこでは、因果論と行為論の密接な関係についても考察されている。
- 2 フーコーの唯名論については、Rajchman (1985=1987 : 93-112) を参照。
- 3 厳密に言えば行為とコミュニケーションは区別されるべきであり、また行為論とコミュニケーション理論は対立するが、本稿では両者を特に区別せずに用いる。ルーマンは、「行為」をコミュニケーション過程における自己帰属、自己単純化の帰結として捉えているが (Luhmann

- 1984=1993), 本稿でもそうした理解に従う。
- 4 もちろんマルクス主義とフーコーの権力概念は大幅に異なるが、多様な社会領域に権力を関連付けようとする点で類似している。したがってここでは同様に広義の権力概念を採用する論者として位置づける。
 - 5 訳文は訳書を参照したが、必要に応じて一部変更している。訳者に感謝したい。
 - 6 こうした自己境界化への問いや認識論的立場は、特に80年代半ば以降の中後期において、オートポイエティック・システムの理論とセカンド・オーダーの観察の理論、自己記述と外的観察の区別の議論などにおいて発展させられている (Luhmann 1993=2003, 2002=2007)。だが、未だ洗練されていないにしてもそれらは明らかに『権力』にも見出すことができるのであり、したがって科学的観察の認識論的立場に関しては初期と中後期の間に一定の連続性が見出せると考えられる。
 - 7 周知のとおり、ルーマンの象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論は、パーソンズの理論に多くを負っている。だが、本稿の性質上、ここでは両者の類似点と相違点を検討することはできない。ルーマンとパーソンズの権力論の比較については、小野(2008)を参照。
 - 8 この議論は、A・ギデンズの「脱埋め込み」の議論とも多くの点で重なるものであろう。
 - 9 以下、本稿では文脈に応じて「象徴」や「シンボル」という語を用いるが、それらは同一のものを指す。
 - 10 コードをめぐる分析は、後期においてコード／プログラムの区別の下で展開されている。コードが不変的で、コードの固有性・特殊性に関わるのに対し、プログラムはコードの二値の割り振りを条件づけるものであり、可変的である (Luhmann 1997=2009, 2000)。『権力』では両者は区別されておらず、コード概念の下で同時に論じられていると考えられる。とはいえ、この論点の検討は別の機会に委ねる。
 - 11 こうした概念規定自体は権力理論の伝統から見てトリヴィアルであろう。その意味で、フーコーの独創的な概念化に比べれば、ルーマンの対象設定は平凡である。だがその概念を起点とした理論化や分析自体は非凡であり、特異なものである。
 - 12 ルーマンは、権力コードの二値について「強い／弱い」とも述べている (Luhmann 1975: 65 = 1986: 99)。この二値は、回避選択肢の回避したさの非対称性に、それゆえ権力保持者と権力服従者の差異に関係する区別だと考えられる。
 - 13 Foucault (1994[1982]=2001: 26) を参照。フーコーにおける権力と自由の関係、自由概念の重要性については関(2001)を参照。またこの点に関してルーマンとフーコーの類似性を指摘するものとして萱野(2005: 52-6)を参照。
 - 14 「肯定的」といっても正しいとか良いといった意味ではないとルーマンは述べている (Luhmann 1975=1986: iii)。

- 15 ただし第1章で考察したようにこの「偏在性」は、権力を社会の全領域の可能性の条件として捉えるフーコーとは異なる意味をもつ。ルーマンの場合、つねに分化論が前提となっており、愛や貨幣や機能システムなど、権力が作用しえない諸領域が同時に想定されているのである。
- 16 この論点を行為の様相への権力の関連として理解しようとする解釈は、**Modalisierung**のこれまでの訳が「様態変化」(長岡)や「様相構成」(中野)であったことにも表れている。だが、重要なのは様相化されていなかったものが様相化されるという変化であり、その意味でそれは権力行使と潜勢力の分化に関わっているといえる。
- 17 ルーマンはいわゆる「ポストモダン」状況を機能分化の帰結として、つまり近代社会の特徴として捉えている (Luhmann 1992=2003)。
- 18 ところで、こうした見方は、むしろ「民衆の合意」や「治者と被治者の自同性」などの理想によって語られてきた民主主義に対して、その現実的な諸条件、その非民主的な成立基盤に対してラディカルな問いを投げかけうる重要な視点であると考えられる。
- 19 こうした捉え方は池田 (2009: 182-9) も参考にした。
- 20 政治的権力は集合的拘束力をもつ決定の産出という政治の機能に関連し、政治システムの内部を循環するメディアである。
- 21 現代においてこの対立は **Beetham** (2001) に見出すことができる。彼は、強制手段の組織化こそが政治的権力の本質だとする **James C. Scott** の見方を批判する。そして、例えば租税制度においては被治者の協調的な行動を引き出すための権利義務関係の確立が不可欠であり、その関係の正当化が重要な契機になると述べる。そして彼はウェーバーの正当的支配の議論に依拠しつつもその支配の三類型は複雑な現代政治の分析には不十分であるとし、より詳細な類型を提示している。
- 22 ルーマンは行為連鎖を次のように定義している。「AはBに対して権力を持ち、BはCに対して、CはDに対して、等々と続き、最後にはもはや自分の後には誰もいない人でその連鎖が終わるようなかたちで、三人以上のパートナーを結びつけている権力過程の秩序である」(Luhmann 1975: 39=1986: 59-60)。つまりここではヒエラルキー的な関係が想定されている。しかしその文章のすぐ後では、頂点への介入が可能で、つまり実質的な頂点が存在しない循環的な連鎖である民主主義が論じられてもいる。したがって、行為連鎖の概念はヒエラルキーに限定されないと考えられる。
- 23 近代政治システムにおける民主主義的な権力の循環については大森 (2006, 2007) を参照。
- 24 法と政治の分化と自律性、両者の構造的カップリングについては **Ashenden** (2006) が詳しく考察している。
- 25 ルーマンとリベラルな立憲主義の対比については **Ashenden** (2006) も参照。

参考文献

- Agamben, Giorgio., *Homo sacer : il potere sovrano e la nuda vita*, Giulio Einaudi Editore S.p.A, 1995. (=高桑和巳訳『ホモ・サケル：主権権力と剥き出しの生』以文社, 2003年.)
- Ashenden, Samantha., “The problem of power in Luhmann’s systems theory,” in King, Michael., and Thornhill, Cris., (eds.) *Luhmann on law and politics : critical appraisals and applications*, Hart, 2006, pp.127-44.
- Beetham, David., “Political Legitimacy”, in Kate Nash, Alan Scott (eds.) *The Blackwell Companion to Political Sociology*, Blackwell Publishing, 2001, pp.107-116.
- Brown, Wendy., “Power After Foucault,” in Dryzek, John S., Honig, Bonnie., Philips, Anne., (eds.), *The Oxford Handbook of Political Theory*, Oxford University Press, 2006, pp.65-84.
- Bublitz, Hannelore., «Foucaults „Ökonomie der Machtverhältnisse“ und Luhmanns „Politik der Gesellschaft“. Zum Begriff von Politik und Macht in den Theorien von Michel Foucault und Niklas Luhmann», in Hellmann, Kai-Uwe., et al., (eds), *Das System der Politik: Niklas Luhmanns politische Theorie*, Westdeutscher Verlag, 2003, pp.314-25.
- Foucault, Michel., *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard. 1975. (=田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社, 1977年.)
- , «Le sujet et le pouvoir». *Dits et écrits II 1976-1988*. Paris : Gallimard, [1982]1994, pp.1041-1062. (=渥海和久訳『ミシェル・フーコー思考集成IX』2001年, pp.10-32.)
- Hunt, Alan., & Wickham, Gary., *Foucault and law : towards a sociology of law as governance*, Pluto Press, 1994. (=久塚純一, 永井順子訳『フーコーと法：統治としての法の社会学に向けて』早稲田大学出版部, 2007年.)
- Luhmann, Niklas., “Klassische Theorie der Macht – Kritik ihrer Prämissen – “in : *Zeitschrift für Politik*, Jahrgang 16 (Neue Floge), Heft 2, München, 1969.
- , *Macht*, Ferdinand Enke Verlag (Stuttgart), 1975. (=長岡克行訳『権力』勁草書房, 1986年.)
- , *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp, 1984. (=佐藤勉監訳『社会システム理論 (上下)』恒星社厚生閣, 1993-95年.)
- , “Das Moderne der modernen Gesellschaft,” in *Beobachtungen der Moderne*, Westdeutscher Verlag, 1992, pp.11-49. (=馬場靖雄訳「第1章 近代社会における近代的なるもの」『近代の観察』法政大学出版局, 2003年, pp.1-30.)
- , *Das Recht der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1993. (=馬場靖雄, 上村隆広, 江口厚仁訳, 『社会の法1・2』法政大学出版局, 2003年.)
- , *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1997. (=馬場康雄他訳『社会の社会1・2』法政大学出版局, 2009年.)

- , *Die Politik der Gesellschaft*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 2000.
- , *Einführung in die Systemtheorie*, Heidelberg: Carl-Auer-Systeme Verlag, 2002. (=2007, 土方透監訳『システム理論入門——ニクラス・ルーマンの講義 [1]』新泉社.)
- Lukes, Steven., “Power: Radical View,” in Giddens, Anthony., (ed), *Studies in Sociology*, Macmillan, 1974. (=中島吉弘訳『現代権力論批判』未来社, 1995年.)
- , “Power and Authority,” in Bottomore, Tom., & Nisbet, Robert., (eds.), *A History of Sociological Analysis: Chapter 16*, Basic Books, 1978. (=伊藤公雄訳『社会学的分析の歴史 16: 権力と権威』アカデミア出版会.)
- Rajchman, John., *Michel Foucault : the freedom of philosophy*, Columbia University Press, 1985. (=田村俣訳『ミシェル・フーコー 権力と自由』岩波書店.)
- Parsons, Talcott., *Politics and social structure*, Free Press, 1969. (=新明正道監訳『政治と社会構造 下』誠信書房, 1974年.)
- Weber, Max., “Soziologische Grundbegriffe,” *Wirtschaft und Gesellschaft*, Grundriß der Sozialökonomik, 3. Abteilung, Verlag von J.C.B. Mohr[Paul Siebeck], 1921-22, Kapitel 1, 1-30. (=阿閉吉男, 内藤莞爾訳『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣.)
- , “Soziologie der Herrschaft,” in: ders., *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriß der verstehenden Soziologie*, Winckelmann, Johannes, (Hrsg.), 5. Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 541-868. (=世良秋晃志郎訳『支配の社会学 I・II』創文社, 1960/1962.)
- アルミン・ナセヒ, 「第4章 国家の政治か社会の政治か? ——政治的なものの定式化における要諦としての集合体」土方透編著『宗教システム/政治システム——正統性のパラドクス』新泉社, 2004年, pp.84-116.
- 池田太臣, 『ホップズから「支配の社会学」へ——ホップズ, ウェーバー, パーソンズにおける秩序の理論』世界思想社, 2009年.
- 内田隆三, 『ミシェル・フーコー——主体の系譜学』講談社現代新書, 1990年.
- 大森貴弘, 「ニクラス・ルーマンの権力分立論: グローバル・コンテクストにおける応用可能性」『早稲田法学会誌』第56巻, 2006年, pp.61-113.
- , 「再びニクラス・ルーマンの権力分立論: 民主制における権力循環」『早稲田法学会誌』第57巻, 2007年, pp.1-47.
- , 「権力分立論における政党の位置: 三たびニクラス・ルーマンのシステム理論に着目して」『早稲田法学会誌』第58巻二号, 2008年, pp.151-98.
- , 「政治と行政の区別に関する一考察: ルーマン理論における政治システムの内部分化について」『早稲田法学会誌』第59巻2号, 2009年, pp.1-29.
- 小野耕二, 「ニクラス・ルーマンの政治理論」日本政治学会編『年報政治学二〇〇二 二〇世紀のドイツ政治理論』岩波書店, 2002年, pp. 163-79.

- , 「シリーズ「ルーマンの政治理論」(3): ルーマンにおける「権力」論の形成」『名古屋大学法政論集』第221巻, 2008年, pp.55-93.
- 重田園江, 『ミシェル・フーコー——近代を裏から読む』ちくま新書, 2011年.
- 兼子一, 「実体的権力理論から唯名論的権力作用論へ—— M.Foucault 権力論の社会学方法論上の位置とその分析可能性」『社会分析』第27巻, 1999年, pp.1-20.
- 萱野稔人, 『国家とはなにか = Qu'est-ce que l'État?』以文社, 2005.
- , 『権力の読みかた: 状況と理論』青土社, 2007.
- 木村至聖, 「権力と主体形成—— M. フーコー『監獄の誕生』井上俊, 伊藤公雄編『政治・権力・公共性(社会学ベーシックス9)』世界思想社, 2011年, pp.105-14.
- 久米郁男, 他著『政治学』有斐閣, 2003年.
- 近藤哲郎, 「フーコーの権力概念と権力分析の構図」『ソシオロジ』第34巻2号, 1989年, pp.41-56.
- 正村俊之, 「コミュニケーション・メディア: 分離と結合の力学」世界思想社, 2001年.
- 盛山和夫, 『権力 社会科学の理論とモデル3』東京大学出版会, 2000.
- 長岡克行, 「訳者解説 社会システム論と権力」ニクラス・ルーマン『権力』勁草書房, 1986年, pp.203-47.
- 中野敏男, 『近代法システムと批判: ウェーバーからルーマンを超えて』弘文堂, 1993年.
- , 「支配の正当性——権力と支配を新たに概念構成する視野から」井上俊 [ほか] 編集『権力と支配の社会学』岩波書店, 1996年, pp.67-84.
- 馬場靖雄, 「正義の門前——法のオートポイエシスと脱構築」『長崎大学教養部紀要人文科学篇』第37巻2号, 1996年, pp.133-165.
- , 「二つの批判, 二つの「社会」馬場靖雄編『反=理論のアクチュアリティ』ナカニシヤ出版, 2002年.
- , 『ルーマンの社会理論』勁草書房, 2001年.
- 西菜穂子, 「コミュニケーション・メディアとしての権力に向けて——初期ルーマンの古典的権力理論批判」『社会思想史研究』第28巻, 2004年, pp.38-52.
- 檜垣立哉編著, 『生権力論の現在——フーコーから現代を読む』勁草書房, 2011年.
- 星野智, 『現代権力論の構図』情況出版, 2000年.
- 山口節郎, 「正統性——手続きからユートピアから」新田義弘, 他編『権力と正統性(岩波講座現代思想16)』岩波書店, 1995年, pp.109-42.

Outline of Luhmann's Theory of Power: Concept of Power and Analysis of Political Power

Satoshi Iguchi *

Abstract

This article examines Niklas Luhmann's concept of power and analysis of modern political power based on general theory of symbolically generalized communication media. Today, in political sociology, Michel Foucault's approach to power has become mainstream. In contrast, Luhmannian theory of power is not very noticeable. However, as Foucault, Luhmann criticizes classical theory of power and raises remarkable insights on power in some ways very similar to Foucault. Furthermore, in contrast to Foucauldian approach that has weakness in the analysis of political power, Luhmann analyses genetic conditions of modern political power and examine the interdependence between political power and law. Therefore, examination of Luhmann's analysis is important for development of political sociology.

Firstly, this article reviews some features of concept of power in Luhmannian theory of power and examines how such concept breaks down dualism of coercion and agreement that most power analysis in political sociology relies on. Secondly, it focuses on Luhmannian analysis of political power and reviews how the idea of generalization of power media makes it possible to suggest new explanation for increase of power. And, it examines how unique insights for mutual relationship between political power and law break down the traditional idea of legitimacy and liberal constitutionalism.

Keywords

theory of power, political power, Niklas Luhmann, communication media, Michel Foucault

* Correspondence to : Satoshi Iguchi
Master Course Student, Graduate School of Letters, Kyoto University
Yhoshidahonmachi, Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan
E-mail : satoig05@yahoo.co.jp

